



MatsukiyoCocokara & Co.



Find your "!" wOW

未来の常識を創り出し、
人々の生活を変えていく

第15回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日 ~ 2022年3月31日

【ご来場自粛のお願い】

多くの株主の皆様がご出席される株主総会は、新型コロナウイルス集団感染のリスクがございます。株主の皆様安全・安心を最優先に考え、当日の会場へのご来場につきましては、見合わせていただけますようお願い申し上げます。お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

場所 東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル
ベルサール汐留 2階ホール
※開始時刻及び開催場所が昨年と異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後6時まで

目次

● 第15回定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	6
● 事業報告	29
● 連結計算書類・計算書類	53
● 監査報告書	61

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー

証券コード：3088

証券コード 3088
2022年6月3日

株 主 各 位

千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
代表取締役社長 松 本 清 雄

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、以下のとおり書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2022年6月27日（月曜日）午後6時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時00分）**
2. 場 所 東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル
ベルサール汐留 2階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役15名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、連結注記表及び個別注記表に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより、提供しているものであります。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。
- ◎今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。運営に変更が生じた場合は、当社ホームページに掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。
- ◎株主総会決議ご通知は送付せず、第15回定時株主総会終了後に、当社ホームページに議決権の行使結果を掲載させていただきます。
- ◎上記に記載の当社ホームページのURLは以下のとおりとなります。
URL:<https://www.matsukiyococokara.com/ir/stockinfo/meeting/>

議決権行使についてのご案内

当社では、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面又は電磁的方法による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

■ 議決権行使には以下の3つの方法がございます。

議決権行使書用紙を郵送される場合



行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等で議決権をご行使される場合



行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後6時入力分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>

詳細は5頁をご覧ください

株主総会にご出席される場合



開催日時

2022年6月28日（火曜日） 午前10時

同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま**会場受付**にご提出ください。

書面による議決権行使のご案内



行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書				議決権の数	株
株式会社マツキヨコカラカンパニー 館中					
<small> 社は、2022年6月26日開催の定款株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、以下（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。 2022年6月 日 </small>					
議案	第1号	第2号	第3号		
賛成	○	○	○		
反対	○	○	○		

議決権の数	株

議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、ご送付ください。

① 議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、ご送付ください。

② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト（<http://www.mtkc.co.jp/>）に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権行使してください。

③ 第2号議案および第3号議案において、候補者の一部の者につき、異なる多数派を決定される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

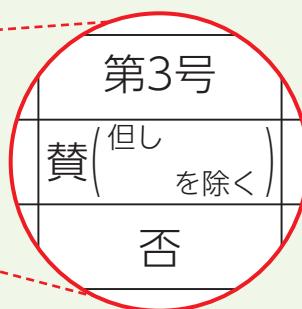
ログイン用QRコード

QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
 秘密のパスワード XXXX

株式会社マツキヨコカラカンパニー

こちらに各議案の賛否をご記入ください。



第 号議案・第 号議案以外について
 賛成の場合 → **賛** に○印
 反対の場合 → **否** に○印

第 号議案・第 号議案について
 全員賛成の場合 → **賛** に○印
 全員反対の場合 → **否** に○印
 一部候補者に → **賛** に○印をし、反対する候補者
 反対の場合 番号を隣の空欄に記入

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内



行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後6時入力分まで

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

QRコードを読み取る方法

ログインID及び仮パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

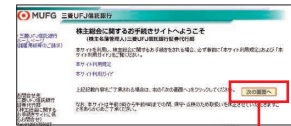
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

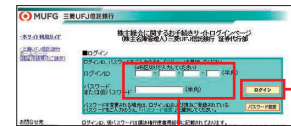
議決権行使ウェブサイト | <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



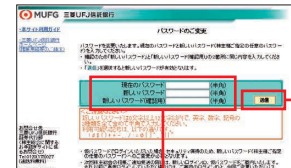
「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



新しいパスワードを入力し、「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使について、ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますたく存じます。

<期末配当に関する事項>

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要項目の一つと位置付けております。そのため、当社では経営基盤の強化と収益力向上に努めることで、安定配当を重視しつつ、利益成長に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。

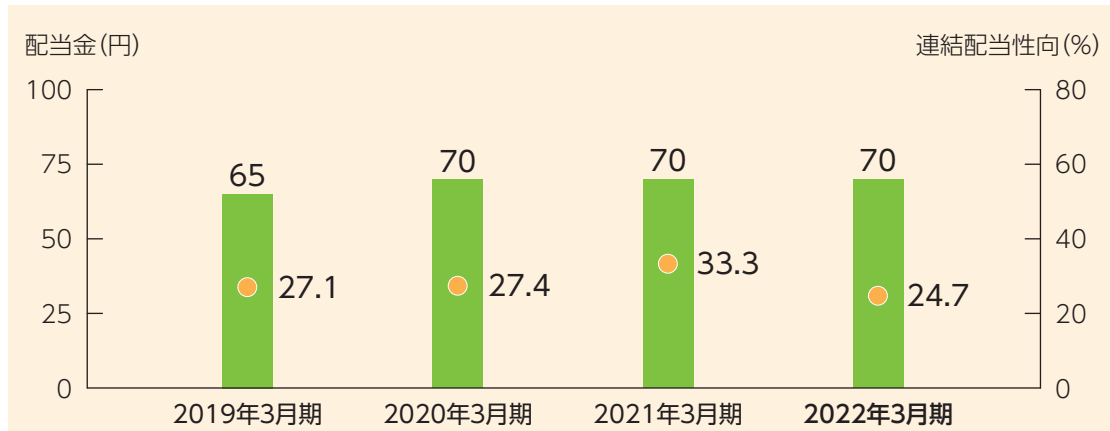
内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、インフラ整備・サービス拡充を含む既存事業の拡大や新規事業の開発並びにM&A等、当社の成長につながる投資へ有効的に活用してまいります。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株あたり35円とさせていただきますいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円（配当総額：4,950,995,280円）
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

(ご参考) 1株あたりの配当金(年間)／連結配当性向の推移

■ 配当金 ● 連結配当性向



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役15名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位及び担当	当事業年度における 取締役会への 出席状況（出席率）
1	再任	まつもと なみ お 松本南海雄	代表取締役会長	15回中15回出席 (100%)
2	再任	まつもと きよ お 松本清雄	代表取締役社長	15回中15回出席 (100%)
3	再任	つかもと あつ し 塚本厚志	代表取締役副社長	7回中7回出席 (100%)
4	再任	まつもと たか し 松本貴志	専務取締役 グループ営業企画統括	15回中15回出席 (100%)
5	再任	おべ しん ご 小部真吾	取締役 グループ管理統括	15回中15回出席 (100%)
6	再任	いし ばし あき お 石橋昭男	取締役 グループ経営企画統括	15回中15回出席 (100%)
7	再任	やまもと つよし 山本剛	取締役 グループ事業企画統括	7回中7回出席 (100%)
8	再任	わた なべ りょう いち 渡辺玲一	取締役 グループ営業企画統括 ウエルネス戦略担当	7回中7回出席 (100%)
9	新任	まつ だ たかし 松田崇	執行役員 グループ営業企画統括営業戦略室 営業戦略専任部長	—
10	再任	まつ した いさ お 松下功夫	取締役	15回中15回出席 (100%)
11	再任	おおむら ひろ お 大村宏夫	取締役	15回中15回出席 (100%)
12	再任	きむら けい じ 木村恵司	取締役	15回中15回出席 (100%)
13	再任	たに ま まこと 谷間真	取締役	7回中7回出席 (100%)
14	再任	かわ い じゅん こ 河合順子	取締役	7回中7回出席 (100%)
15	再任	おき やま とも こ 沖山奉子	取締役	15回中15回出席 (100%)

- ・下記の一覧は、役員の保有する経験や知見の全てを表すものではありません。
- ・下記の一覧に記載している項目の詳細は28頁をご参照ください。

(◎：経験と知見を保有し、当社が特に期待している要件 ○：保有している経験と知見)

候補者		基礎要件		業務執行要件					
候補者番号	氏名	企業経営・専門的知見	ESG・サステナビリティ	DX	マーケティング	HR	グローバル	財務・会計・M&A	リスクマネジメント・法務
1	松本南海雄	◎	◎		◎				
2	松本 清雄	◎	◎		○		○		◎
3	塚本 厚志	◎	◎	○	◎				○
4	松本 貴志	◎	◎	○	◎		◎		
5	小部 真吾	◎	◎			◎		○	◎
6	石橋 昭男	◎	◎	○	○			◎	
7	山本 剛	◎	◎			○		◎	○
8	渡辺 玲一	◎	◎	○	◎				○
9	松田 崇	◎	◎	◎	◎		○		
10	松下 功夫	◎	◎			○		◎	
11	大村 宏夫	◎	◎		◎				○
12	木村 恵司	◎	◎				◎		○
13	谷間 真	◎	◎					◎	○
14	河合 順子	◎	◎			○			◎
15	沖山 奉子	◎	◎		○	◎			



候補者番号

1

まつもと なみ お
松本南海雄

1943年3月4日生

再任

取締役会への出席状況

15回中15回出席
(出席率100%)

所有する当社の株式数

2,947,700株

■ 略歴、地位及び担当

1965年 4月 有限会社薬局マツモトキヨシ（現株式会社マツモトキヨシ）入社
1975年 4月 同社 専務取締役
1997年 7月 株式会社マツモトキヨシ 取締役副社長
1998年 6月 同社 代表取締役副社長
1999年 6月 日本チェーンドラッグストア協会 会長
2001年 2月 株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長
2002年 5月 NPO法人セルフメディケーション推進協議会 副会長
2007年10月 当社 代表取締役社長
2009年 4月 当社 代表取締役会長兼CEO
2011年 4月 当社 代表取締役会長兼社長兼CEO
2011年 6月 当社 代表取締役会長兼社長
2014年 4月 当社 代表取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社マツモトキヨシグループ 代表取締役会長

■ 取締役候補者とする理由

松本南海雄氏は、当社代表取締役に就任して以来、高いビジョンと強いリーダーシップで当社グループを牽引し、企業価値の向上に尽力することで、ドラッグストア業界における当社グループの確固たる地位を確立しております。

また、日本チェーンドラッグストア協会の設立にも尽力し、その活動を通じて、ドラッグストア業界自体の地位も確立することで業界の発展へ貢献しております。

引き続き、その豊富な経験と深い見識等を、当社グループの更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

松本南海雄氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



候補者番号

2

まつもと きよお
松本 清雄

1973年1月20日生

再任

取締役会への出席状況

15回中15回出席
(出席率100%)

所有する当社の株式数

2,519,520株

■ 略歴、地位及び担当

1995年6月 株式会社マツモトキヨシ 入社
 2005年4月 同社 商品部長
 2005年6月 同社 取締役商品部長
 2007年7月 同社 取締役営業本部商品担当部長
 2007年10月 当社 取締役
 2008年4月 当社 常務取締役
 2008年7月 当社 常務取締役営業企画・商品統括担当
 2009年4月 当社 専務取締役営業企画・商品統括担当
 2010年4月 当社 専務取締役経営企画管掌兼営業企画・商品統括管掌
 2011年4月 株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長
 2013年4月 当社 代表取締役副社長経営企画管掌兼営業企画・商品統括管掌
 2014年4月 当社 代表取締役社長(現任)
 株式会社マツモトキヨシ 代表取締役会長

■ 重要な兼職の状況

株式会社MCCマネジメント 代表取締役社長
 株式会社マツモトキヨシグループ 代表取締役社長
 株式会社マツモトキヨシ 相談役
 株式会社南海公産 代表取締役

■ 取締役候補者とする理由

松本清雄氏は、当社代表取締役に就任して以来、厳しい経営環境の中、歴代の経営者の「おもい」を承継しつつ、当社グループで働く全ての人々が共有すべき信条として「マツキヨココカラWAY」を掲げ、その浸透を図り、グループ全体の結束力をより一層高めております。

引き続き、その豊富な経験と深い見識等を、当社グループの更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

松本清雄氏は、株式会社南海公産の代表取締役を兼務しており、当社と同社との間に不動産賃借の取引関係があります。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



候補者番号

3

つかもと
塚本

あつし
厚志

1962年11月4日生

再任

取締役会への出席状況

7回中7回出席
(出席率100%)

※2021年10月1日就任以降の出席状況を記載しております。

所有する当社の株式数

66,197株

略歴、地位及び担当

1985年4月 株式会社セイジョー（現 株式会社ココカラファインヘルスケア）入社
1996年12月 同社 取締役支店部長
1999年7月 同社 取締役営業部長
2001年12月 同社 常務取締役営業本部長
2002年12月 同社 代表取締役社長
2008年4月 株式会社ココカラファイン（現 株式会社ココカラファイングループ）代表取締役社長（現任）
2021年10月 当社 代表取締役副社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社MCCマネジメント 代表取締役副社長
株式会社ココカラファイングループ 代表取締役社長
株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役社長
株式会社CFIZ 取締役

取締役候補者とする理由

塚本厚志氏は、長年にわたり旧株式会社ココカラファインの代表取締役社長として、高いビジョンと強いリーダーシップで同グループを牽引し、グループ全社が一体となって、お客様へのサービスや利便性を徹底的に高めると同時に、高収益体質への変革を推進しております。

引き続き、経営経験、業界経験、専門性や深い見識等を、当社グループの更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係

塚本厚志氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



候補者番号

4

まつもと
松本

たかし
貴志

1975年5月8日生

再任

取締役会への出席状況

15回中15回出席
(出席率100%)

所有する当社の株式数

2,519,780株

■ 略歴、地位及び担当

1999年4月	佐藤製薬株式会社 入社
2002年4月	株式会社マツモトキヨシ 入社
2008年4月	同社 ドラッグストア事業本部長兼事業サポート室長
2009年4月	当社 執行役員 株式会社マツモトキヨシ取締役ドラッグストア事業本部副本部長兼 事業サポート室長兼PJ推進企画室長
2010年4月	同社 取締役営業推進本部長兼営業推進部長兼通信販売部長
2012年4月	同社 常務取締役 (店舗運営担当) 店舗運営本部長
2013年6月	当社 取締役営業統括管掌
2014年4月	当社 取締役営業企画・商品統括管掌
2015年4月	当社 常務取締役営業企画・商品統括管掌 株式会社マツモトキヨシ専務取締役店舗運営本部長
2017年4月	当社 常務取締役営業統括本部長
2019年4月	当社 専務取締役営業統括本部長
2021年10月	当社 専務取締役グループ営業企画統括 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社MCCマネジメント 取締役
株式会社マツモトキヨシグループ 専務取締役
株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長
株式会社南海公産 代表取締役

■ 取締役候補者とする理由

松本貴志氏は、当社取締役に就任して以来、営業推進、営業企画、オンライン事業、商品、海外事業などの営業部門を管掌してまいりました。当社の重点戦略として取組んできた、需要創造に向けた新業態モデルの構築、マルチチャネルを起点としたCRMの更なる進化、市場シェアの向上と強固な収益基盤の確立に向けて、営業部門を統括し尽力しており、当社グループの企業価値向上に貢献しております。

引き続き、その豊富な経験と深い見識等を、当社グループの更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

松本貴志氏は、株式会社南海公産の代表取締役を兼務しており、当社と同社との間に不動産賃借の取引関係があります。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



取締役会への出席状況

15回中15回出席
(出席率100%)

所有する当社の株式数

5,354株

候補者番号

5 お べ しん ごと
小 部 真 吾

1962年8月5日生

再任

■ 略歴、地位及び担当

1985年4月 株式会社ダイエー 入社
1999年9月 同社 人事企画室採用教育部採用教育課長・人事部人事課長
2002年6月 株式会社メディカルアソシア 入社 スタッフィング部長
2003年4月 アデコキャリアスタッフ株式会社 入社 (現アデコ株式会社) 人事部
人事運営課長・人事本部人事部長
2006年12月 株式会社マツモトキヨシ 入社 人事部次長
2007年7月 同社 人事部長
2008年1月 当社 人事部長
2010年7月 当社 執行役員人事部長
2012年4月 株式会社マツモトキヨシ 取締役人事担当部長
2015年6月 当社 執行役員人事部長 (内部統制統括室長兼務)
2016年4月 当社 執行役員人事部長
2017年4月 当社 執行役員管理本部長兼人事部長
2017年6月 当社 取締役管理本部長兼人事部長
2019年4月 当社 取締役管理本部長
2021年10月 当社 取締役グループ管理統括 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社MCCマネジメント 取締役
株式会社マツモトキヨシグループ 取締役
株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント 代表取締役社長
株式会社MCCホールセール 取締役
株式会社MCCソレイユ 取締役

■ 取締役候補者とする理由

小部真吾氏は、当社グループの人事制度の整備、人事戦略の構築に携わり、また、内部統制、法務の責任者も歴任し、人事・人材マネジメントの経験、知見だけでなく、コンプライアンス・リスクマネジメントにおいても幅広い経験、知見を有しており、常に企業リスク回避に留意した提案及び対策を立案、実施しております。

また、取締役として管理部門を管掌し、新ビジネスモデルやマルチチャネル化の推進支援、グループ会社が各事業に集中できる環境構築等、経営の基盤整備に貢献しております。

引き続き、その豊富な経験と見識を、当社グループの更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

小部真吾氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



候補者番号

6

いし ばし
石橋あき お
昭男

1964年11月15日生

再任

取締役会への出席状況

15回中15回出席
(出席率100%)

所有する当社の株式数

5,534株

■ 略歴、地位及び担当

1989年 4月 株式会社三井銀行 入社（現株式会社三井住友銀行）
本店営業部

1989年 8月 同社 総合研究所出向（現株式会社日本総合研究所）
1999年 6月 同社 企業情報部

2002年 2月 三菱商事株式会社 入社 金融事業本部M&Aユニット
2008年 1月 同社 トレジャーオフィス

2009年10月 株式会社マツモトキヨシ 入社
当社 事業開発室長
2011年 7月 当社 経営企画部長
2012年 4月 当社 執行役員経営企画部長
株式会社マツモトキヨシ 取締役店舗運営本部運営企画部長

2015年 6月 当社 執行役員経営企画部長（財務経理部長兼務）
2017年 4月 当社 執行役員経営企画本部長兼経営企画部長
2017年 6月 当社 取締役経営企画本部長兼経営企画部長
2019年 4月 当社 取締役経営企画本部長
2021年10月 当社 取締役グループ経営企画統括（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社MCCマネジメント 取締役
株式会社マツモトキヨシグループ 取締役
株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント 取締役
株式会社MCCホールセール 取締役

■ 取締役候補者とする理由

石橋昭男氏は、グループ経営方針・経営戦略の策定、年度計画の策定・管理に携わり、また組織再編やグループ各社のKPI管理により、事業規模の拡大とその経営効率化に寄与してまいりました。

また、取締役として経営企画部門を管掌し、新ビジネスモデルの構築と進化に向けた立案・実行支援、当社が保有する顧客データを基盤にしたCRMの高度化等、当社グループの成長基盤の構築に貢献しております。

引き続き、その豊富な経験と見識を、当社グループの更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

石橋昭男氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



候補者番号

7

やまもと
山本

つよし
剛

1966年4月25日生

再任

取締役会への出席状況

7回中7回出席
(出席率100%)

※2021年10月1日就任以降の出席状況を記載しております。

所有する当社の株式数

8,291株

■ 略歴、地位及び担当

1990年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入社
1998年5月 同社 大阪営業第1部部長代理
2001年5月 みずほ証券株式会社 アドバイザリー第3部部長代理
2011年7月 株式会社みずほ銀行 ALCソリューション部次長
2014年4月 みずほコーポレートアドバイザリー株式会社
(現株式会社みずほ銀行) 営業本部部長
2015年11月 同社 マネージングディレクター
2016年5月 株式会社ココカラファイン(現 株式会社ココカラファイングループ) 顧問
2016年6月 同社 常務執行役員経営戦略本部 経営戦略・財務担当
2017年4月 同社 常務執行役員企画開発担当兼経営戦略本部財務部長
2017年6月 同社 取締役常務執行役員企画開発担当兼経営戦略本部財務部長
2019年4月 同社 取締役副社長管理本部長兼経営戦略室長
2019年6月 株式会社ココカラファイン(現 株式会社ココカラファイングループ) 取締役副社長管理本部長 経営戦略室担当
2021年10月 当社 取締役グループ事業企画統括(現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社MCCマネジメント 取締役
株式会社ココカラファイングループ 取締役
株式会社ココカラファインヘルスケア 取締役
株式会社愛安住 取締役

■ 取締役候補者とする理由

山本剛氏は、旧株式会社ココカラファインの取締役副社長管理本部長経営戦略室担当として、同社のM&Aや同グループ内の再編、他社との戦略的な提携により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した経営改革及び資本の効率化を推進しておりました。

引き続き、その経歴を通じて培った経営経験と深い見識を、当社グループの更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

山本剛氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



候補者番号

8 わた なべ りょう いち
渡辺 玲一

1975年9月28日生

再任

■ 略歴、地位及び担当

- 2000年4月 セガミメディクス株式会社（現株式会社ココカラファインヘルスケア）入社
- 2013年4月 株式会社ココカラファインヘルスケア 調剤事業部九州エリア長
- 2016年10月 株式会社ココカラファイン 経営戦略本部リーダー
- 2017年12月 株式会社ココカラファインヘルスケア 調剤事業部副部長
- 2018年4月 同社 調剤事業部長
- 2018年6月 同社 取締役調剤事業部長
- 2018年11月 有限会社ケイエス（現 株式会社ココカラファインヘルスケア）代表取締役社長
- 2019年4月 株式会社ココカラファインヘルスケア 取締役調剤事業本部長
- 2020年6月 株式会社ココカラファイン（現 株式会社ココカラファイングループ）取締役営業担当
- 2021年10月 当社 取締役グループ営業企画統括 ウェルネス戦略担当（現任）

■ 重要な兼職の状況

- 株式会社MCCマネジメント 取締役
- 株式会社ココカラファイングループ 取締役
- 株式会社ココカラファインヘルスケア 取締役
- 株式会社ファインケア 取締役
- 株式会社愛安住 取締役
- 株式会社岩崎宏健堂 取締役

取締役会への出席状況

7回中7回出席
(出席率100%)

※2021年10月1日就任以降の出席状況を記載しております。

所有する当社の株式数

5,689株

■ 取締役候補者とする理由

渡辺玲一氏は、薬剤師資格保有のもと、旧株式会社ココカラファインの取締役営業担当として、同グループの中核である調剤事業を含むヘルスケアビジネスの規模拡大と質の追求等により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した経営改革及び資本の効率化を推進しておりました。

引き続き、その経歴を通じて培った経営経験と深い見識を、当社グループの更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

渡辺玲一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



候補者番号

9

まつ だ
松田

たかし
崇

1972年11月9日生

新任

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

400株

■ 略歴、地位及び担当

1996年4月 株式会社マツモトキヨシ 入社
2007年7月 同社 営業企画部運営企画課長
2007年11月 同社 ドラッグストア事業本部事業サポート室課長
2009年11月 同社 経営管理部事業サポート課長
2010年4月 同社 運営企画部運営企画課長
2011年10月 同社 運営企画部運営企画課次長
2012年4月 同社 店舗運営本部運営企画部次長
2013年2月 同社 オンラインビジネスユニット兼務
2013年10月 同社 コスメサポート事業推進課兼務
2014年4月 当社出向兼務 オンラインビジネスユニット兼務 経営企画部兼務
2017年4月 当社出向 営業統括本部営業企画部長 オンラインビジネスユニット兼務 経営企画部兼務
2019年4月 当社 執行役員 営業統括本部営業企画部長 オンラインビジネスユニット兼務
2021年10月 当社 執行役員グループ営業企画統括営業戦略室 営業戦略専任部長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社マツモトキヨシ 取締役

■ 取締役候補者とする理由

松田崇氏は、当社グループにおいて営業企画・販促企画・商品開発及びオンラインビジネス部門の責任者、また執行役員として、KPI管理の導入による営業利益率の改善、デジタルマーケティングによるCRMの構築等に寄与してまいりました。また、その経歴を通じて培った経験や専門性で当社グループの事業規模拡大及び企業価値創造に貢献しております。

その豊富な経験と見識を、当社グループの更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

松田崇氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



候補者番号

10

まつした
松下いさ お
功夫

1947年4月3日生

社外取締役候補者

独立役員

再任

■ 略歴、地位及び担当

1970年4月	日本鉱業株式会社 入社（現ENEOS株式会社）
2001年4月	株式会社ジャパンエナジー（現ENEOS株式会社）執行役員 経営企画部門長補佐 兼 経営企画部門主席（財務担当）
2002年9月	新日鉱ホールディングス株式会社（現ENEOSホールディングス株式会社）取締役 財務グループ財務担当
2003年6月	同社 常務取締役
2004年4月	株式会社ジャパンエナジー（現ENEOS株式会社）常務執行役員
2004年6月	同社 取締役 常務執行役員
2005年4月	同社 取締役 専務執行役員
2006年6月	同社 代表取締役社長
2010年7月	JX日鉱日石エネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）代表取締役 副社長執行役員 社長補佐
2012年6月	JXホールディングス株式会社（現ENEOSホールディングス株式会社）代表取締役社長 社長執行役員
2015年6月	同社 相談役
2016年6月	当社 社外取締役（現任）

取締役会への出席状況

15回中15回出席
（出席率100%）

所有する当社の株式数

一株

■ 重要な兼職の状況

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

松下功夫氏は、JXTG（現ENEOS）グループの企業にて長年にわたり企業経営に携わられ、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。また、他の企業での社外取締役としての経験を有しており、その企業経営に関する高い見識、経験、監督能力を当社経営の監督に活かしていただけるものと期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

松下功夫氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

- (注) 1. 松下功夫氏の在任期間について
本総会の終結の時をもって6年となります。
2. 松下功夫氏は、現在当社の社外取締役であり、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金10百万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、松下功夫氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 松下功夫氏は、現在当社の社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



候補者番号

11

おおむら
大村

ひろお
宏夫

1946年11月27日生

社外取締役候補者

独立役員

再任

取締役会への出席状況

15回中15回出席
(出席率100%)

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位及び担当

1970年 5月 住友生命保険相互会社 入社
1980年 7月 同社 東浪速支社養成部長
1982年 7月 同社 東京財務部長代理 (青森駐在)
1986年 1月 同社 東京第4法人営業部長代理
1988年 7月 日本道路株式会社出向 開発事業部長
1991年 4月 住友生命保険相互会社 復社 新宿中央支社法人部長
1991年 9月 日本道路株式会社 入社 第1営業部長
1998年 4月 同社 営業企画部長
2002年 4月 同社 関東製販支店長
2003年 4月 同社 本社製販部長
2004年 4月 同社 執行役員 第2営業統括部長
2008年 4月 同社 常務執行役員 営業副本部長
2012年 4月 同社 常任顧問
2014年 4月 公益財団法人日本環境協会 事業支援部事務統括
2017年 3月 同協会 退職
2018年 6月 当社 社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

大村宏夫氏は、保険会社及び他の企業にて長年にわたり営業、開発、営業企画に携わられ、豊富な経験と見識を有しており、また、公益財団法人日本環境協会での環境事業にも携わられており、その培われた高い見識、経験、監督能力を当社経営の監督に活かしていただけるものと期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

大村宏夫氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

- (注) 1. 大村宏夫氏の在任期間について
本総会の終結の時をもって4年となります。
2. 大村宏夫氏は、現在当社の社外取締役であり、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金10百万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、大村宏夫氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 大村宏夫氏は、現在当社の社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



候補者番号

12

きむら けいじ
木村 恵司

1947年2月21日生

社外取締役候補者

独立役員

再任

取締役会への出席状況

15回中15回出席
(出席率100%)

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位及び担当

1970年 5月 三菱地所株式会社 入社
 1996年 6月 同社 秘書部長
 1998年 1月 同社 企画部長
 2000年 4月 同社 企画本部経営企画部長
 2000年 6月 同社 取締役 企画本部経営企画部長
 2003年 4月 同社 取締役兼常務執行役員 企画管理本部副本部長
 2003年 6月 同社 常務執行役員 企画管理本部副本部長
 2004年 4月 同社 専務執行役員 海外事業部門担当
 株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ 取締役社長 兼職
 三菱地所株式会社 代表取締役専務執行役員 海外事業部門担当
 2004年 6月 同社 代表取締役社長
 2005年 6月 同社 代表取締役会長
 2011年 4月 同社 取締役会長
 2016年 6月 同社 取締役会長
 2017年 4月 同社 取締役
 2017年 6月 同社 特別顧問 (現任)
 2018年 6月 当社 社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

三菱地所株式会社 特別顧問
 日本空港ビルデング株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

木村恵司氏は、長年にわたり企業経営に携われ、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、また、海外事業部門の管掌も歴任されております。更に他の企業での社外取締役としての経験を有しており、その企業経営に関する高い見識、経験、監督能力を当社経営の監督に活かしていただけるものと期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

木村恵司氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

- (注) 1. 木村恵司氏の在任期間について
本総会の終結の時をもって4年となります。
2. 木村恵司氏は、現在当社の社外取締役であり、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金10百万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、木村恵司氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 木村恵司氏は、現在当社の社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 三菱地所株式会社と当社との間には、営業上の取引関係はありません。三菱地所株式会社及び同社グループ会社と当社グループ会社で営業上の取引がありますが、直近事業年度における当社の売上高に対する取引金額の割合は、0.52%未満であり、主要な取引先には該当しません。



候補者番号

13

たに ま
まこと
谷間 真

1971年10月6日生

社外取締役候補者

独立役員

再任

取締役会への出席状況

7回中7回出席
(出席率100%)

※2021年10月1日就任以降の出席状況を記載しております。

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位及び担当

1996年7月 公認会計士 登録
1996年12月 税理士 登録
2004年10月 株式会社バルニバービ 社外取締役
2007年4月 株式会社関門海 代表取締役
2013年3月 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー
代表取締役 (現任)
2014年5月 株式会社アクリート 社外取締役
2015年12月 株式会社キャリア 社外取締役 (現任)
2017年7月 株式会社ザップラス 社外取締役監査等委員 (現任)
2018年6月 株式会社ココカラファイン(現 株式会社ココカラファイングループ)
社外取締役
2021年10月 当社 社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役
株式会社キャリア 社外取締役
株式会社ザップラス 社外取締役監査等委員

■ 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

谷間真氏は、10年以上にわたり、他業の経営者として様々な業界で活躍され、また、公認会計士・税理士としても優れた知見を有しておられるため、その経歴を通じて培った財務・会計・M&A及びリスクマネジメント・法務等の見識を活かし、財務会計及び経営の専門家として、客観的な視点に基づき、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っていただけることを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

谷間真氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(注) 1. 谷間真氏の在任期間について

本総会の終結の時をもって1年となります。

2. 谷間真氏は、現在当社の社外取締役であり、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金10百万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、谷間真氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 谷間真氏は、現在当社の社外取締役であり東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



候補者番号

14 かわい じゅんこ
河合 順子

1974年12月10日生

社外取締役候補者

独立役員

再任

■ 略歴、地位及び担当

- 2004年10月 弁護士登録（日本弁護士連合会、大阪弁護士会）
弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 入所
- 2008年3月 同事務所 パートナー（現任）
- 2010年9月 マスダ・フナイ・アイファード・ミッチェル法律事務所（シカゴ）
客員弁護士
- 2011年7月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2012年1月 君合法律事務所（北京）客員弁護士
- 2015年1月 株式会社鎌倉新書 監査等委員である取締役（現任）
- 2019年6月 株式会社ココカラファイン(現 株式会社ココカラファイングループ)
社外取締役
- 2021年10月 当社 社外取締役（現任）
- 2022年2月 サムティ株式会社 社外取締役（現任）

取締役会への出席状況

7回中7回出席
(出席率100%)

※2021年10月1日就任以降の出席状況を記載しております。

所有する当社の株式数

一株

■ 重要な兼職の状況

弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 弁護士
株式会社鎌倉新書 社外取締役監査等委員
サムティ株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

河合順子氏は、弁護士として「基本的人権の擁護、社会正義を実現」に向けて日々取り組み、企業法務分野においても国内外で活躍しておられるため、その経歴を通じて培ったリスクマネジメント・法務等の見識を活かし、法律の専門家として、客観的な視点に基づき、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っていただけることを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

河合順子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(注) 1. 河合順子氏の在任期間について

本総会の終結の時をもって1年となります。

2. 河合順子氏は、現在当社の社外取締役であり、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金10百万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、河合順子氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

3. 河合順子氏は、現在当社の社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



候補者番号

15

おき やま

沖山

とも こ
奉子

1954年4月9日生

社外取締役候補者

独立役員

再任

取締役会への出席状況

15回中15回出席
(出席率100%)

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位及び担当

1975年10月 東亜建設工業株式会社 入社
1991年4月 同社 開発部第二部ライフケア開発室
1996年4月 同社 営業本部第五営業部
2007年4月 同社 ウェルフェア営業部長
2013年4月 同社 執行役員 建築事業本部副本部長兼ウェルフェア営業部長
2015年4月 同社 執行役員 建築事業本部副本部長兼ウェルフェア営業部長兼東日本建築支店副支店長
2019年7月 同社 執行役員 建築事業本部副本部長兼東日本建築支店副支店長
2020年4月 同社 顧問
2020年6月 当社 社外取締役 (現任)
2021年6月 株式会社オーハシテクニカ 社外取締役監査等委員 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社オーハシテクニカ 社外取締役監査等委員

■ 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

沖山奉子氏は、建設会社にて長年にわたり営業に携われ、営業に関する豊かな業務経験を有していること、取締役にふさわしい人格を有していること、コンプライアンス精神に富んでいること、経営の判断能力に優れていることを確認しています。また、上場企業の中で早期の女性執行役員として経営に携われた経験を、女性取締役として当社経営に活かしていただけるものと期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

沖山奉子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(注) 1. 沖山奉子氏の在任期間について

本総会の終結の時をもって2年となります。

2. 沖山奉子氏は、現在当社の社外取締役であり、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金10百万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、沖山奉子氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

3. 沖山奉子氏は、現在当社の社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【ご参考】取締役会及び監査役会の構成、スキルマトリックスの各項目の選定理由

・取締役会の構成

- ① 当社は、3分の1以上の社外取締役を維持することに努めます。また、その社外取締役は、全員当社の独立性基準を満たす独立社外取締役とします。
- ② 当社は、取締役の員数の上限を15名とし、その取締役の任期を1年とします。
- ③ 当社は、取締役会へ、業種・人種・性別を問わず会社経営の経験の豊富な社外取締役を招聘し、それぞれの経験、知識を活かして、客観的かつ株主様をはじめとするステークホルダーと同様の視点より当社経営に携わっていただき多様性を確保します。
- ④ 当社グループのお客様の性別割合は、女性が高いため、取締役への女性登用は、課題として認識します。一方、当社では、女性役員として社外取締役2名及び社外監査役1名が就任しています。

・取締役候補者の選任方針及び手続き

- ① 取締役の指名に関する手続きの公正性・透明性・客観性・独立性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に図るため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置します。指名・報酬諮問委員会は、代表取締役社長1名、独立社外取締役3名で構成し、委員長を独立社外取締役とします。当社は、取締役（社外取締役を除く）の選任手続きは、取締役会の構成を考慮し、対象となる人材の資質や実績、取締役の選任基準を踏まえ、取締役候補者案を指名・報酬諮問委員会へ諮問、審議し、取締役会へ答申します。
また、社外取締役の選任手続きにおいては、当社の独立性基準を満たすか否かを確認し、あわせて本人の経歴及び資質を考慮して、社外取締役候補者を選定し、社外取締役候補者案を指名・報酬諮問委員会へ諮問、審議し、取締役会へ答申します。
取締役会は、指名・報酬諮問委員会での答申結果を最大限尊重し、協議し決議を行い、承認された場合、株主総会へ取締役候補者として上程します。
- ② 当社は、取締役の選任理由を株主総会招集通知に記載します。
取締役選任基準
(1) 取締役にふさわしい人格を有していること
(2) 豊かな業務経験を有していること
(3) 経営の判断能力に優れていること
(4) コンプライアンス精神が富んでいること
(5) 当社の独立性基準を満たしていること（社外取締役の場合）

・監査役会の構成について

- ① 当社の監査役会は、会社法の定めに従い、その半数以上を社外監査役とします。また、監査役会の実効性を確保するため、監査役のうち1名を常勤監査役として選定します。
- ② 社外監査役は、全員当社の独立性基準を満たす独立社外監査役とします。
- ③ 当社は、監査役の員数の上限を5名とし、その監査役の任期を4年とします。

・監査役の選任方針及び手続き

- ① 当社は、監査役の選任手続きとして、監査役会の構成を考慮し、対象となる人材の経歴や資質、社外監査役候補者の場合は、当社の独立性基準を満たすか否かを確認し、監査役の選任基準を踏まえ、監査役会及び取締役会において協議し決議を行い、承認された場合、株主総会へ監査役候補者として上程します。

② 当社は、監査役の選任理由を株主総会招集通知に記載します。

監査役の選任基準

- (1) 監査役にふさわしい人格・見識を有していること
- (2) 豊かな業務経験、専門知識を監査に反映できること
- (3) コンプライアンス精神に富んでいること
- (4) 当社との独立性が確保されていること（社外監査役の場合）

③ 監査役の保有する経験と知見及び当社が特に期待している経験と知見

(◎：経験と知見を保有し、当社が特に期待している要件 ○：保有している経験と知見)

監査役 (任期中)	現在の 当社における 地位	基礎要件		業務執行要件					
		企業経営・ 専門的知見	ESG・サ ステナビリ ティ	DX	マーケティ ング	HR	グローバル	財務・会計 ・M&A	リスクマネ ジメント・ 法務
本多 寿男	常勤監査役	◎	◎					○	◎
鳥居 明	社外監査役	◎	◎					◎	
小池 徳子	社外監査役	◎	◎					◎	
渡辺 昇一	社外監査役	◎	◎						◎

・スキルマトリックス各項目の選定理由

取締役候補者及び任期中の監査役が保有する経験と知見、及び当社が特に期待している経験と知見の各項目を選定した理由は以下のとおりです。

項目		選定理由
基礎要件	企業経営・専門的知見	当社のグループビジョン・グループ経営目標の実現のため、美と健康の分野での経営環境の変化を見定め、適切な戦略構築を行うことができる。また、経営計画の実現、企業価値の最大化を目指すことができる幅広い知見・経験を持つ取締役が必要である。
	ESG・サステナビリティ	当社が目指す経営計画の実現、非財務面を含む企業価値の向上及びグループ経営の円滑な遂行に活かしていくために、ESG（環境・社会・ガバナンス）、サステナビリティ（環境・社会課題解決等）についても幅広い知見・経験を持つ取締役が必要である。
業務執行要件	DX	グループビジョン・グループ経営目標の実現のためお客様への新たな価値提供、事業拡大においてIT技術の活用・浸透が重要であることから、DXを推進し、これを強みとする企業体質を構築することができる幅広い知見・経験を持つ取締役が必要である。
	マーケティング	グループビジョン・グループ経営目標の実現のためお客様の価値観・ライフステージに応じたマーケティングの活用が重要であることから、事業環境や消費者の志向を的確に捉え、戦略を構築し、業界内での優位性を確保していくための具体的な施策を展開することができる幅広い知見・経験を持つ取締役が必要である。
	HR	当社が目指す経営計画の実現、非財務面を含む企業価値の向上及び持続的な成長のため、多様な人財の活躍及びこれを支える組織開発を促進することができる。また、人的資源を有効活用し、事業に貢献する施策を実施していくことができる幅広い知見・経験を持つ取締役が必要である。
	グローバル	アジアNo.1ドラッグストアグループを目指す当社においてグローバル事業の成長戦略の策定及び経営監督が重要であることから、海外事業マネジメント経験や海外の生活文化・事業環境などに豊富な知識・経験を持つ取締役が必要である。
	財務・会計・M&A	当社が目指す経営計画の実現、財務面を含む企業価値の向上及び持続的な成長のため、収益基盤の再構築に向けた適切な財務活動を行い、財務健全性を確保することができる。加えて、M&Aの推進による既存事業の規模拡大や新規事業の創出を行うことができる幅広い知見・経験を持つ取締役が必要である。
	リスクマネジメント・法務	適切なガバナンス体制の確立は、持続的な企業価値向上の基盤であり、取締役会における経営監督の実効性向上が重要であることから、コーポレートガバナンスやリスク管理・コンプライアンス分野において確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。

- (注) 1. DXとは、デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）のこと。上記一覧においては、提供するサービスや事業活動について単にIT化するだけでなく、ITの浸透により人々の生活や事業活動をあらゆる面で改善させるスキルを表す指標として記載しております。
2. HRとは、人的資源（Human Resources）のこと。上記一覧においては、経営の最重要リソースである「人材」の育成・活躍推進に取組み、その「人材」を通して、社会に求められる価値を創造・提案できるスキルを表す指標として記載しております。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響が残る中、企業収益や雇用・所得環境に持ち直しの動きがみられたものの、厳しい状況で推移いたしました。

ドラッグストア業界におきましても、業種・業態を越えた競合企業の新規出店、商勢圏拡大に向けた新たなエリアへの侵攻、M&Aによる規模拡大、同質化する異業種との競争、それらが要因となる狭小商圏化など、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況が継続しております。

このような環境の中、旧株式会社マツモトキヨシホールディングス(当社)と旧株式会社ココカラファインは、2021年10月1日に経営統合を実施し、当社は、株式会社マツキヨココカラ&カンパニーへ商号を変更いたしました。当社グループの重点戦略は国内とグローバルに分け設定し、国内戦略として「お客様のライフステージに応じた価値提供」を戦略テーマに3つの重点戦略、①利便性の追求-お客様との繋がりの深化、②独自性の追求-体験やサービス提供の新化、③専門性の追求-トータルケアの進化と、グローバル戦略として「アジア市場での更なるプレゼンス向上」を戦略テーマに④グローバル事業の更なる拡大を重点戦略として設定し、経営統合によるシナジー実現に取り組みました。2021年11月に当社の誕生を記念したPB商品として敏感肌向けスキンケアシリーズ「RECIPEO(レシピオ)」を株式会社コーセーと共同開発し、順次新商品の展開を進めています。2022年3月末現在における当社グループの顧客接点数は、1億1,466万となり、国内店舗数は3,325店舗(うち調剤薬局数856店舗、健康サポート薬局数144店舗)となりました。今後も4つの重点戦略を実行することで収益改善を図ってまいります。

当社が展開する「マツモトキヨシ」のブランドについて、世界最大のブランディング専門会社であるインターブランド社によるグローバルに展開される日本発のブランド価値評価ランキング「Best Japan Brands 2022」において82位となり、2022年も日本のドラッグストアとしてナンバーワンブランドの評価をいただきました。

当社の健康経営について、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する取組みが評価され、経済産業省と日本健康会議が共同で選出する「健康経営優良法人2022(大規模法人部門)」に認定されました。

Interbrand
Best
Japan
Brands
2022



2022
健康経営優良法人
Health and productivity

これらの結果、当連結会計年度における主な経営成績は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	544,737	729,969	185,232	34.0
営業利益	31,582	41,407	9,824	31.1
経常利益	34,140	44,881	10,740	31.5
親会社株主に帰属する当期純利益	21,602	34,588	12,985	60.1

このうち、当連結会計年度における上記営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益には、当社が旧株式会社ココカラファインとの経営統合（経営統合日：2021年10月1日）に伴い発生した、のれん償却額3,144百万円、商標権償却費473百万円が含まれております。これを控除した後の営業利益は45,025百万円（42.6%）、経常利益は48,499百万円（42.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は38,207百万円（76.9%）であります。

セグメントの業績は次のとおりであります。

2021年10月1日付で実施された株式会社ココカラファイングループ（旧株式会社ココカラファイン）との経営統合に伴い、報告セグメントを従来の「小売事業」「卸売事業」「管理サポート事業」から「マツモトキヨシグループ事業」「ココカラファイングループ事業」「管理サポート事業」の3区分に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメント区分に基づき作成したものを記載しております。

		前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
マツモトキヨシ グループ事業	売上高	537,609	540,062	2,452	0.5
	セグメント利益又は セグメント損失（△）	31,838	36,169	4,330	13.6
ココカラファイン グループ事業	売上高	—	182,624	182,624	—
	セグメント利益又は セグメント損失（△）	—	5,312	5,312	—
管理サポート 事業	売上高	383,164	463,356	80,192	20.9
	セグメント利益又は セグメント損失（△）	△594	△131	462	△77.9
調整額	売上高	△376,036	△456,073	△80,036	21.3
	セグメント利益又は セグメント損失（△）	337	56	△281	△83.3
合計	売上高	544,737	729,969	185,232	34.0
	セグメント利益又は セグメント損失（△）	31,582	41,407	9,824	31.1

このうち、当連結会計年度における上記ココカラファイングループ事業のセグメント利益5,312百万円には、当社が旧株式会社ココカラファインとの経営統合（経営統合日：2021年10月1日）に伴い発生した、のれん償却費3,144百万円、商標権償却費473百万円が含ま

れております。これを控除した後のセグメント利益は8,930百万円であります。

<マツモトキヨシグループ事業>

4つの重点戦略に対して、①利便性の追求-お客様との繋がり深化として、社会全体のデジタル化が進み、お客様のライフスタイルが変化しつつある中で、一人ひとりのお客様と深く繋がっていくことでニーズを的確に捉え、最も身近な存在となる必要があると考えております。そのため、デジタルと店舗網を活用したお客様に届ける仕組みづくり、様々な買い物スタイルの提供など、利便性を追求していくことで、お客様により深く寄り添う営業を目指しております。マツモトキヨシグループの顧客接点数は、2022年3月末現在、8,822万まで拡大いたしました。

②独自性の追求-体験やサービス提供の新化として、激しい競争環境の中で、お客様との様々な接点から蓄積されたデータと高いマーケティング分析力を活かし、お客様の価値観に基づいた商品・サービスや店舗モデルの開発、メーカー様向け広告配信事業の展開など、マツモトキヨシグループならではの独自性を追求していくことで、お客様に選ばれる企業を目指しております。PB商品につきましては、「matsukiyo」「matsukiyo LAB」「ARGELAN(アルジェラン)」「THE RETINOTIME(ザ・レチノタイム)」からそれぞれ新商品を発売いたしました。

③専門性の追求-トータルケアの進化として、少子高齢化が進み、健康長寿社会の実現を目指すわが国においては、様々なお客様のライフステージに応じた質の高いサービスを提供することで、地域社会により大きな安心と喜びを提供していくことが求められていると考えております。そのため、セルフメディケーションの推進やオンラインを活用した服薬指導・接客などに加え、心と身体の両面でのビューティーケアなど、専門性を追求していくことで、地域包括ケアシステムを支え、すべての人がいつまでも美しく、健康で心豊かな生活を送れるよう取り組んでおります。調剤薬局数は372店舗となり、厚生労働省の認可を受けた健康サポート薬局数は38店舗となりました。また、薬局経営支援サービスである調剤サポートプログラムの加盟店舗数は153店舗まで拡大いたしました。

④グローバル事業の更なる拡大では、アジアを中心とした新たな進出国の開拓や海外店舗展開、越境EC事業の拡大を図るため、海外SNSの活用やグローバル会員獲得によるアプローチ強化、グローバルで活躍する人材の開発、海外で支持される商品の開発などに積極的に取り組むことで、美と健康への意識が高まっているアジア地域での事業規模拡大とプレゼンス向上を目指しております。海外では、タイ王国で23店舗、台湾で16店舗、ベトナム社会主義共和国で2店舗の合計41店舗を展開しております

<ココカラファイングループ事業>

「利便性の追求-お客様との繋がり深化」「独自性の追求-体験やサービス提供の新化」「専門性の追求-トータルケアの進化」という3つの国内重点戦略に対して、マツモトキヨシグループと同様の取組みを実行しました。なお、顧客接点数は、2022年3月末現在、

2,644万、調剤薬局数は484店舗となり、健康サポート薬局数は106店舗となりました。

経営統合後の国内店舗の出退店の状況につきましては、次のとおりであります。

(単位：店舗)

	2021年9月30日 現在の店舗数	出店	閉店	2022年3月31日 現在の店舗数
マツモトキヨシグループ (注) 1	1,787	34	13	1,808
ココカラファイングループ (注) 2	1,512	19	14	1,517
合計	3,299	53	27	3,325

(注) 1. 2021年9月30日現在の店舗数は旧株式会社マツモトキヨシホールディングス店舗数となります。

2. 2021年9月30日現在の店舗数は旧株式会社ココカラファイン店舗数となります。

<管理サポート事業>

当事業は、当社グループ会社が取扱う商品の仕入や当社グループ会社の経営管理・統轄、その間接業務の受託業務及び、外部への商品供給・施工業務等を行っており、経営統合により業務活動の範囲も拡大しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、176億1百万円となりました。その主なものは、以下のとおりとなります。

- ・当社グループ全体での出店及び改装に伴う設備投資（115億50百万円）
- ・店舗システム強化による投資を含めた無形資産投資（32億29百万円）
- ・賃貸借契約に係る敷金及び保証金の支出（28億21百万円）

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、引き続き、当座貸越契約に基づく取引金融機関からの借入枠及びコマーシャル・ペーパー200億円の発行枠を確保し、調達コストの削減と資金の効率化を図る為、資金需要に応じて当該借入枠からの短期借入を実施しております。

また、2020年3月に株式会社ココカラファインとの資本業務提携を目的として、長期借入金184億円の調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

- 2021年10月1日に当社を株式交換完全親会社、株式会社ココカラファイングループ（旧商号：株式会社ココカラファイン）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。
- 2021年10月1日に当社の営業企画・運営支援機能等に関して有する権利義務等を吸収分割により株式会社MCCマネジメントに承継させました。
- 2021年10月1日に株式会社ココカラファイングループの本部機能に関して有する権利義務等を吸収分割により当社は承継いたしました。
- 2021年10月1日に株式会社ココカラファインヘルスケアの本部機能に関して有する権利義務等を吸収分割により当社は承継いたしました。
- 2021年10月1日に当社が営む株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を会社分割し、新設会社である株式会社マツモトキヨシグループにこれを承継させました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	575,991	590,593	544,737	729,969
経 常 利 益 (百万円)	38,978	39,985	34,140	44,881
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	25,035	26,176	21,602	34,588
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	239円42銭	255円04銭	210円45銭	283円15銭
総 資 産 (百万円)	318,324	351,809	368,936	656,735
純 資 産 (百万円)	209,269	229,304	246,220	464,341
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,038円76銭	2,233円54銭	2,398円12銭	3,285円02銭

- (注) 1. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値となっております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
3. 1株当たり当期純利益の基礎となる期中平均株式数は、その計算において控除する自己株式に「役員報酬BIP信託口」及び「株式付与E SOP信託口」が保有する当社株式を含めております。
4. 2021年10月1日に、当社は株式会社ココカラファイングループ(旧株式会社ココカラファイン)と経営統合をいたしました。当期の当社グループの業績につきましては、株式会社ココカラファイングループ(旧株式会社ココカラファイン)の6か月分(2021年10月1日から2022年3月31日)の連結業績が含まれております。

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

- ① 当社子会社の株式会社MCCマネジメントと株式会社マツモトキヨシグループは、2022年4月1日付で株式会社MCCマネジメントを承継会社、株式会社マツモトキヨシグループを分割会社とする分割会社の傘下の一部の子会社の管理運営機能及びその子会社の株式の保有に関する権利義務等を承継会社に承継させる吸収分割を行っております。
- ② 当社子会社の株式会社MCCマネジメントと株式会社ココカラファイングループは、2022年4月1日付で株式会社MCCマネジメントを承継会社、株式会社ココカラファイングループを分割会社とする分割会社の傘下の一部の子会社の管理運営機能及びその子会社の株式の保有に関する権利義務等を承継会社に承継させる吸収分割を行っております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社マツモトキヨシグループ	50百万円	100.0%	ドラッグストア・保険調剤薬局などのグループ会社の管理・統括
株式会社ココカラファイングループ	20,184	100.0%	ドラッグストア・保険調剤薬局などのグループ会社の管理・統括
株式会社MCCマネジメント	100	100.0%	ドラッグストア・保険調剤薬局などのグループ会社の経営管理、事業支援、商品の企画開発・仕入・販売等
株式会社マツモトキヨシ	21,086	100.0% (100.0%)	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社ココカラファインヘルスケア	50	100.0% (100.0%)	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ東日本販売	100	100.0% (100.0%)	東北・関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社ぱぱす	100	100.0% (100.0%)	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	100	100.0% (100.0%)	甲信越・北陸エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ中四国販売	10	100.0% (100.0%)	中国・四国・関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ九州販売	352	100.0% (100.0%)	九州・沖縄エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシファーマシーズ	55	100.0% (100.0%)	保険調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等
株式会社岩崎宏健堂	30	100.0% (100.0%)	ドラッグストアのチェーン店経営
株式会社小石川薬局	10	100.0% (100.0%)	保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社CFIZ	100	51.0% (51.0%)	ドラッグストアを主体とした薬局を営む小売業
株式会社フタツカホールディングス	50	100.0% (100.0%)	保険調剤薬局のチェーン店経営
雅ファーマシー株式会社	6	100.0% (100.0%)	保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社ファインケア	10	100.0% (100.0%)	介護施設の運営
株式会社愛安住	10	100.0% (100.0%)	管理医療機器、(特定)福祉用具、(特定)介護予防福祉用具の販売及び賃貸業

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社マツモトキヨシホールセール	100百万円	100.0% (100.0%)	プライベートブランド商品の企画開発
株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント	80	100.0% (100.0%)	資産の管理・運用
株式会社エムケイプランニング	50	100.0% (100.0%)	店舗開発・設計・営繕に関する仲介
株式会社マツモトキヨシ保険サービス	10	100.0% (100.0%)	生命保険・損害保険の販売代理業
株式会社ココカラファインアソシエ	10	100.0% (100.0%)	店舗運営サポート事業 事務サポート事業
株式会社ココカラファインソレイユ	10	100.0% (100.0%)	店舗運営サポート事業 事務サポート事業
株式会社シーエフエナジー	50	100.0% (100.0%)	電力等のエネルギー商品の調達、供給、販売事業
株式会社ココカラファインリュアヴァンス	10	100.0% (100.0%)	物流センターの管理・運営及び物流業務の受託並びに物流情報の収集処理業務

(注) 1. 2022年3月31日現在、当社グループは、当社のほか45社（連結対象会社37社、非連結対象会社5社、関連会社3社）で構成されております。

2. 出資比率の（ ）内は、間接出資比率で内数であります。

3. 2022年4月1日付で、当社連結子会社の株式会社MCCマネジメントを承継会社とし、株式会社マツモトキヨシグループの保有する株式会社エムケイプランニング、株式会社マツモトキヨシ保険サービス、株式会社マツモトキヨシホールセールの全株式及び、ココカラファイングループが保有する株式会社シーエフエナジー、株式会社ココカラファインソレイユ、株式会社ココカラファインアソシエ、株式会社ココカラファインリュアヴァンスの全株式を吸収分割し、各連結子会社の商号をそれぞれ、株式会社MCCプランニング、株式会社MCC保険サービス、株式会社MCCホールセール、株式会社MCCエナジー、株式会社MCCソレイユ、株式会社MCCアソシエ、株式会社MCCリュアヴァンスに変更しております。

4. 2022年4月1日付で、当社連結子会社の株式会社ココカラファインヘルスケア（存続会社）と株式会社フタツカホールディングス（消滅会社）及び雅ファーマシー株式会社（消滅会社）の合併を行いました。

- ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大による消費動向の変化、少子高齢化など、常に化する経営環境に対応し、持続可能な経営を実践していくため、国内戦略（戦略テーマ：お客様のライフステージに応じた価値提供）とグローバル戦略（同：アジア市場での更なるプレゼンス向上）にわけて、4つの重点戦略を設定しております。

国内における重点戦略及び対処すべき課題は、次のとおりであります。

① 利便性の追求 - お客様との繋がりの深化

当社グループは、お客様の価値観が多様化し、ライフスタイルが変化しつつある社会において、お客様の最も身近な存在として、より深く繋がり、変わりゆくニーズを的確に捉えていくことが必要であると考えております。そのため、全国に展開している3,300を超える店舗網とデジタルを活用したお客様に届ける仕組みづくり、様々な買い物スタイルの提供など、利便性を追求していくことで、お客様により深く寄り添う企業を目指してまいります。

② 独自性の追求 - 体験やサービス提供の新化

当社グループは、激しい競争環境の中で、1億超のお客様接点から蓄積されたデータとマーケティング分析力を活かし、お客様の価値観に基づく魅力的な商品・サービスや店舗モデルの開発、広告配信事業の展開など、独自性を追求していくことで、お客様に選ばれ、日々の生活がより楽しさに満ちたものとなっていただけるよう、取組んでまいります。

③ 専門性の追求 - トータルケアの進化

当社グループは、少子高齢化が進み、健康長寿社会の実現を目指すわが国において、様々なお客様のライフステージに応じた質の高いサービスを提供することで、地域社会により大きな安心と喜びを提供していくことが求められていると考えております。そのため、当社の強みを活かし、セルフメディケーションの推進、調剤事業拡大に加え、心と身体の両面でのビューティーケアなど、ヘルス&ビューティーの分野とウエルネスの3つを軸に専門性を追求していくことで、地域包括ケアシステムを支え、すべての人がいつまでも美しく、健康で心豊かな生活を送れるよう取組んでまいります。

グローバルにおける重点戦略及び対処すべき課題は、次のとおりであります。

④ グローバル事業の更なる拡大

当社グループは、アジアを中心とした新たな進出国の開拓や海外店舗展開、越境EC事業の拡大を図るため、海外SNSの活用やグローバル会員獲得によるアプローチ強化、グローバルで活躍する人材と海外で支持される商品の開発などに積極的に取り組むことで、美と健康への意識が高まっているアジア地域での事業規模拡大とプレゼンス向上を目指してまいります。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
マツモトキヨシグループ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 ・保険調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等 ・フランチャイズ事業展開及びフランチャイジーへの商品供給
ココカラファイングループ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 ・保険調剤薬局の開局・運営 ・介護施設の運営、訪問介護、介護用品のレンタル・販売 ・医薬品、化粧品、日用品雑貨等の商品供給
管理サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小売事業を営む当社グループ会社が取扱う商品の仕入・販売 ・当社グループ会社の経営管理・統轄及び間接業務の受託 ・プライベートブランド商品の企画開発 ・その他、資産の管理・運用、店舗の建設・営繕、生命保険・損害保険の販売代理業

(7) 主要な営業所及び店舗 (2022年3月31日現在)

- ① 当 社
本 社 東京都文京区湯島一丁目8番地2号MK御茶ノ水ビル7階
(登記上の本店所在地 千葉県松戸市新松戸東9番地1)
- ② 主要な子会社の事業所
株式会社MCCマネジメント 東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地新お茶の水ビルディング2階
株式会社マツモトキヨシグループ 千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社ココカラファイングループ 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

店舗

(単位：店舗)

事業区分	店舗数	エリア別店舗数	
マツモトキョシグループ事業	1,737 (71)	北海道・東北エリア	94 (－)
		関東エリア	967 (29)
		甲信越・北陸エリア	173 (3)
		東海エリア	109 (9)
		関西エリア	159 (－)
		中国・四国エリア	65 (1)
		九州・沖縄エリア	170 (29)
ココカラファイングループ事業	1,517 (－)	北海道・東北エリア	37 (－)
		関東エリア	418 (－)
		甲信越・北陸エリア	64 (－)
		東海エリア	207 (－)
		関西エリア	542 (－)
		中国・四国エリア	147 (－)
		九州・沖縄エリア	102 (－)

※()内の数字は当該店舗数に含まないFC店の数であります。

(8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
マツモトキヨシグループ事業	6,378名	(8,097名)	219名増	(185名増)
ココカラファイングループ事業	6,433名	(5,972名)	6,433名増	(5,972名増)
管理サポート事業	510名	(506名)	23名減	(444名増)
合計	13,321名	(14,575名)	6,629名増	(6,601名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
2. 当事業年度より、事業区分を「マツモトキヨシグループ事業」「ココカラファイングループ事業」「管理サポート事業」に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。
3. 前事業年度末に比べ「使用人数」が6,629名、「臨時従業員数」6,601名それぞれ増加しておりますがその主な理由は株式会社ココカラファイングループ（旧株式会社ココカラファイン）との経営統合を実施したことによります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
72名 (-)	454名減 (61名減)	47.7歳	14.6

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比べ「就業人員」が454名、「臨時従業員」が61名それぞれ減少しておりますが、その主な理由は営業企画・運営支援機能等を子会社へ移管したことによるものであります。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	138億円
株式会社三菱UFJ銀行	46億円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 420,000,000株
- ② 発行済株式の総数 142,966,710株 (自己株式1,509,702株を含む)
(注) 2021年10月1日付の株式交換の実施により発行済株式の総数は33,694,496株増加しております。
- ③ 株主数 28,941名 (前期末比8,528名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	18,783千株	13.28%
株式会社千葉銀行	5,115	3.62
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,643	3.28
株式会社南海公産	4,287	3.03
JP MORGAN CHASE BANK 380072	3,568	2.52
松本 南海雄	2,947	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (管理信託口・79208)	2,861	2.02
エーザイ株式会社	2,815	1.99
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,681	1.90
松本 貴志	2,519	1.78

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数 (141,457,008株) を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
3. 役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式は上記自己株式に含まれておりません。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

【ご参考】

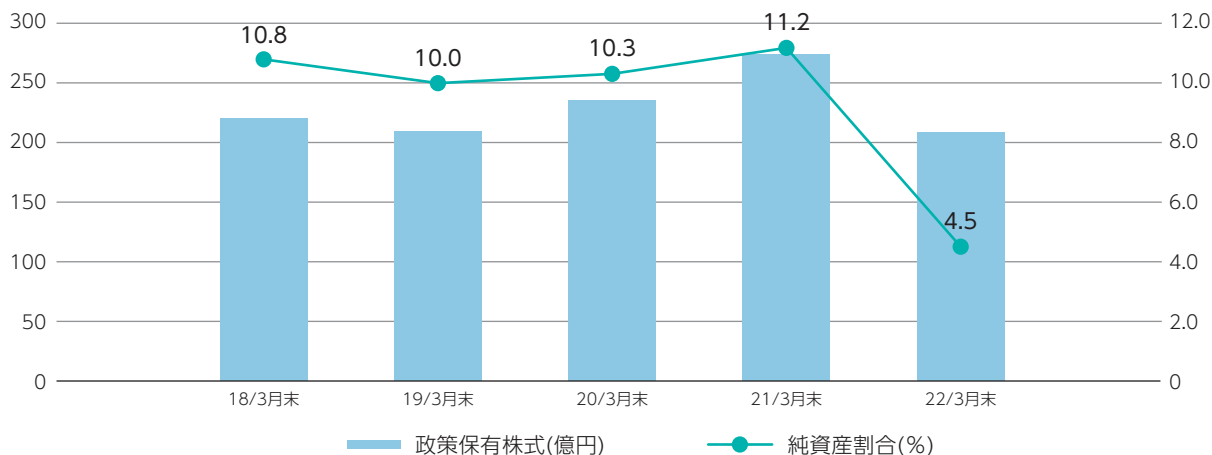
政策保有に関する方針

当社は、当社の更なる成長に向けた経営戦略の実現に貢献していただける取引先等から当社に対して株式の保有要請があった場合に、これまでの貢献実績と今後のその見込み、投資規模、ガバナンス状況等を考慮し、政策的に株式を保有することがあります。

一方で、当社は、政策的に保有した株式のうち、その投資先企業の株式を保有する目的が薄れた場合、また、その企業の企業価値の向上が期待できない場合は、その株式を売却します。

保有する株式については、投資先ごとに保有目的などの定性面に加えて、取引実績、受取配当金及び株式保有コスト等を定量的に検証することにより、保有意義の検証を行い、中長期的に保有の意義が認められなくなったと判断される銘柄については、縮減を図るものとなります。

政策保有株式の推移



(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

区分	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
発行決議日	2010年8月10日	2011年7月15日	2012年7月13日	2013年7月12日	2014年7月16日	2015年7月15日
新株予約権の数	67個	60個	59個	48個	46個	27個
目的となる株式の種類・数（注3）	普通株式 13,400株	普通株式 12,000株	普通株式 11,800株	普通株式 9,600株	普通株式 9,200株	普通株式 5,400株
行使時の払込金額	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。
行使に際して出資される財産の価額（注3）	1株当たり0.5円	1株当たり0.5円	1株当たり0.5円	1株当たり0.5円	1株当たり0.5円	1株当たり0.5円
行使期間	2010年8月26日 ～ 2050年8月25日	2011年8月3日 ～ 2051年8月2日	2012年8月2日 ～ 2052年8月1日	2013年8月8日 ～ 2053年8月7日	2014年8月8日 ～ 2054年8月7日	2015年8月8日 ～ 2055年8月7日
行使の条件	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照
当社役員保有状況（注2）	保有者数 3名 新株予約権の数 36個	保有者数 3名 新株予約権の数 40個	保有者数 3名 新株予約権の数 41個	保有者数 4名 新株予約権の数 34個	保有者数 3名 新株予約権の数 32個	保有者数 3名 新株予約権の数 20個

（注） 1. 新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合、相続人（1名に限る）は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。
2. 新株予約権は、社外取締役及び監査役には割り当てておりません。
3. 2017年11月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、2018年1月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「目的となる株式の種類・数」及び「行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松 本 南 海 雄	株式会社マツモトキヨシグループ代表取締役会長
代表取締役社長	松 本 清 雄	株式会社MCCマネジメント代表取締役社長 株式会社マツモトキヨシグループ代表取締役社長 株式会社マツモトキヨシ相談役 株式会社南海公産代表取締役
代表取締役副社長	塚 本 厚 志	株式会社MCCマネジメント代表取締役副社長 株式会社ココカラファイングループ代表取締役社長 株式会社ココカラファインヘルスケア代表取締役社長 株式会社CFI Z取締役 株式会社フタツカホールディングス取締役
専 務 取 締 役	松 本 貴 志	グループ営業企画統括 株式会社MCCマネジメント取締役 株式会社マツモトキヨシグループ専務取締役 株式会社マツモトキヨシ代表取締役社長 株式会社南海公産代表取締役
取 締 役	小 部 真 吾	グループ管理統括 株式会社MCCマネジメント取締役 株式会社マツモトキヨシグループ取締役 株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント代表取締役社長 株式会社マツモトキヨシホールセール取締役
取 締 役	石 橋 昭 男	グループ経営企画統括 株式会社MCCマネジメント取締役 株式会社マツモトキヨシグループ取締役 株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント取締役 株式会社マツモトキヨシホールセール取締役
取 締 役	大 田 貴 雄	グループ営業企画統括副統括 株式会社MCCマネジメント取締役 株式会社マツモトキヨシ取締役会長
取 締 役	山 本 剛	グループ事業企画統括 株式会社MCCマネジメント取締役 株式会社ココカラファイングループ取締役副社長 株式会社ココカラファインヘルスケア取締役 株式会社ココカラファインアソシエ取締役 株式会社ココカラファインソレイユ取締役 株式会社愛安住取締役 株式会社フタツカホールディングス取締役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	渡 辺 玲 一	グループ営業企画統括ウエルネス戦略担当 株式会社MCCマネジメント取締役 株式会社ココカラファイングループ取締役 株式会社ココカラファインヘルスケア取締役 株式会社ファインケア取締役 株式会社愛安住取締役 株式会社岩崎宏健堂取締役 株式会社フタツカホールディングス取締役
取締役	松 下 功 夫	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社社外取締役
取締役	大 村 宏 夫	
取締役	木 村 恵 司	三菱地所株式会社特別顧問 日本空港ビルデング株式会社社外取締役
取締役	谷 間 真	株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー代表取締役 株式会社キャリア社外取締役 株式会社ザッパラス社外取締役監査等委員
取締役	河 合 順 子	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士 株式会社鎌倉新書社外取締役監査等委員 サムティ株式会社社外取締役
取締役	沖 山 奉 子	株式会社オーハシテクニカ社外取締役監査等委員
常勤監査役	本 多 寿 男	株式会社MCCマネジメント監査役 株式会社マツモトキヨシグループ監査役 株式会社マツモトキヨシ監査役
監査役	鳥 居 明	鳥居公認会計士事務所代表
監査役	小 池 徳 子	公認会計士小池事務所代表 株式会社東日本銀行社外監査役
監査役	渡 辺 昇 一	ライツ法律特許事務所弁護士 株式会社スカラ社外取締役

- (注) 1. 取締役松下功夫氏、大村宏夫氏、木村恵司氏、谷間真氏、河合順子氏及び沖山奉子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鳥居明氏、小池徳子氏及び渡辺昇一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鳥居明氏及び小池徳子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 当社は、取締役松下功夫氏、大村宏夫氏、木村恵司氏、谷間真氏、河合順子氏、沖山奉子氏並びに監査役鳥居明氏、小池徳子氏、渡辺昇一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ社外取締役10百万円、社外監査役5百万円又は法令に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社のすべての国内子会社のすべての取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

【ご参考】

執行役員 の 状況（2022年4月1日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	松 田 崇	グループ営業企画統括営業戦略室営業戦略専任部長 株式会社マツモトキヨシ取締役
執行役員	青 木 啓	グループ営業企画統括営業戦略室ウエルネス戦略専任部長 株式会社マツモトキヨシファーマシーズ代表取締役社長 株式会社ぱぱす取締役
執行役員	山 内 太 郎	グループ営業企画統括営業戦略室商品戦略専任部長 株式会社マツモトキヨシ取締役 株式会社M C Cホールセール代表取締役社長
執行役員	西 田 浩	グループ管理統括財務戦略室長 株式会社マツモトキヨシ取締役 株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント取締役
執行役員	松 浦 大 樹	グループ営業企画統括営業戦略室営業戦略専任部長
執行役員	尾 池 泰 之	グループ営業企画統括営業支援戦略室IT・ロジスティクス専任部長
執行役員	森 俊 一	グループ経営企画統括広報室IR戦略専任部長
執行役員	和 智 亮 一	内部統制統括室長 株式会社C F I Z監査役

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社グループの企業価値増大への貢献意欲や士気高揚を図るため、当社の成長を担う人材を確保及び維持できる水準を目標とし、加えて、連結業績の向上、当社グループの競争力の高揚、コーポレート・ガバナンスの充実、様々なステークホルダーとの有益な関係の構築などの要素を考慮した体系設計としております。

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬としての固定報酬、当社の連結業績を反映する業績連動報酬等として、業績報酬及び株式報酬で構成しております。なお、社外取締役、監査役の報酬につきましては、固定報酬のみによって構成しております。

固定報酬は、世間水準を参考として役位別に妥当な水準を設定し、毎月支給いたします。業績報酬及び株式報酬は、連結売上高及び連結営業利益の業績目標値に対する達成度に応じた変動する業績係数を乗じて設定し、業績報酬については毎年一定の時期に算出し、それを12で除した金額を毎月支給、株式報酬については毎年一定の時期に支給いたします。なお、株式報酬は譲渡制限付株式報酬（RS）を採用しております。

また、取締役（社外取締役を除く）の報酬体系における構成比は、固定報酬63%、業績報酬27~34%、株式報酬3~10%としております。

当社は、取締役の報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性・独立性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置します。当社の取締役の報酬の決定プロセスは、予め株主総会で決議された役員報酬枠、当社の役員報酬体系（固定報酬・業績報酬・株式報酬）、役位、連結売上高、連結営業利益に応じてその報酬案を立案し、その取締役の報酬案を指名・報酬諮問委員会へ諮問、審議し、取締役会へ答申します。取締役会は、指名・報酬諮問委員会での答申結果を最大限尊重し、取締役会において協議し決定します。

b. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2021年6月29日開催の第14回定時株主総会において、「経営統合に伴う取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されることを前提とし、効力発生日を2021年10月1日（株式交換の効力発生日）とした年額9億50百万円以内（うち、社外取締役の報酬枠40百万円以内、業績報酬は対象外）（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役数は10名（うち社外取締役4名）です。なお、効力発生日時点の対象取締役数は15名（うち社外取締役6名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月29日開催の第12回定時株主総会において、株式報酬の額を年額85百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は

付与対象外)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役数(社外取締役を除く。)は6名です。

監査役報酬額は、2008年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象監査役数は4名(うち社外取締役3名)です。

c. 取締役及び監査役報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	613 (30)百万円	409 (30)百万円	204 (-)百万円	- 百万円	15 (6)名
監査役 (うち社外監査役)	21 (15)	21 (15)	-	-	4 (3)
計	634 (45)	430 (45)	204 (-)	-	19 (9)

- (注) 1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 期末現在の人員数は、取締役15名(うち社外取締役6名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。
 3. 業績連動報酬等として、業績報酬と株式報酬を支給しており、当社の連結売上高(前年比)及び連結営業利益(前年比)を指標とし、その業績目標値に対する達成度に応じて変動する業績係数を用いて算定しております。また、当該業績指標を選定した理由は、当社グループ全体の成長性と収益性を考慮するためです。なお、当事業年度における株式報酬はありません。

d. 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の業務執行者、社外役員の重要な兼職の状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	松下 功夫	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	社外取締役
	大村 宏夫		
	木村 恵司	三菱地所株式会社 日本空港ビルデング株式会社	特別顧問 社外取締役
	谷間 真	株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 株式会社キャリア 株式会社ザッパラス	代表取締役 社外取締役 社外取締役監査等委員
	河合 順子	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 株式会社鎌倉新書 サムティ株式会社	弁護士 社外取締役監査等委員 社外取締役
	冲山 奉子	株式会社オーハシテクニカ	社外取締役監査等委員
監査役	鳥居 明	鳥居公認会計士事務所	代表
	小池 徳子	公認会計士小池事務所 株式会社東日本銀行	代表 社外監査役
	渡辺 昇一	ライツ法律特許事務所 株式会社スカラ	弁護士 社外取締役

(注) 社外役員の兼職先と当社との間に取引関係はありません。

b. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

社外取締役6名及び社外監査役3名は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係はありません。

c. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	松 下 功 夫	<p>当期開催の取締役会15回全てに出席し、経営に関する豊富な知見及び経験に基づく第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、取締役会の建設的な議論及び実効性の強化に貢献いただいております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員長として当社取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性、コーポレートガバナンス体制の強化・充実を図り企業価値を向上させるため貢献いただいております。</p>
社外取締役	大 村 宏 夫	<p>当期開催の取締役会15回全てに出席し、他の企業等で培われた豊富な経験及び知見に基づく第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、取締役会の建設的な議論及び実効性の強化に貢献いただいております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会委員として適宜質問し、審議の充実に貢献いただいております。</p>
社外取締役	木 村 恵 司	<p>当期開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営者として豊富な経験及び知見に基づく第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、取締役会の建設的な議論及び実効性の強化に貢献いただいております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会委員として適宜意見を述べ、審議の充実に貢献いただいております。</p>
社外取締役	谷 間 真	<p>当期開催の取締役会7回全てに出席し、公認会計士及び税理士としての知見及び豊富な経験に基づく専門的な視点から適宜質問をし、意見を述べ当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、取締役会の建設的な議論及び実効性の強化に貢献いただいております。</p>
社外取締役	河 合 順 子	<p>当期開催の取締役会7回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験及び監査能力に基づく専門的な視点からリスク管理等に関する発言を適宜行い、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、取締役会の建設的な議論及び実効性の強化に貢献いただいております。</p>
社外取締役	沖 山 奉 子	<p>当期開催の取締役会15回全てに出席し、他の企業等で培われた豊富な経験に基づく事業・出店計画等に関する発言を行い、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、取締役会の建設的な議論及び実効性の強化に貢献いただいております。</p>
社外監査役	鳥 居 明	<p>当期開催の取締役会7回全て、監査役会6回全てに出席し、公認会計士として豊富な経験及び財務・会計・税務に関する専門的知識に基づく専門的な視点から適宜質問をし、意見を述べ監査しております。</p>
社外監査役	小 池 徳 子	<p>当期開催の取締役会15回全て、監査役会15回全てに出席し、公認会計士として専門的知識に基づく財務・会計・税務に関する視点から適宜質問をし、意見を述べ監査しております。</p>
社外監査役	渡 辺 昇 一	<p>当期開催の取締役会15回全て、監査役会15回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験及び監査能力に基づく専門的な視点からリスク管理に関し、適宜質問をし、意見を述べ監査しております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2021年6月29日の第14回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しております。

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の会計監査人の監査計画における監査項目、監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに職務遂行状況を確認し、当事業年度の会計監査人の監査計画及び監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当事業年度において、有限責任監査法人トーマツに支払われた報酬等はありません。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、2007年6月28日、前身の株式会社マツモトキヨシの株主総会において当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」という。）を導入し、当社設立時（2007年10月1日）にそれを継承し、以降、当社の企業価値及び株主共同の利益の更なる向上を図り、その取組みに全経営資源を集中させるために、会社の支配に関する基本方針を定めるとともに、本プランを更新してまいりました。

しかしながら、本プランに関しては、機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話において、その必要性や更新の是非につき、様々なご意見をいただきました。それらのご意見を受け、当社は、買収防衛策を巡る近時の動向やこれまでの当社の企業価値及び株主共同の利益の向上施策やその推移を踏まえて、取締役会で議論を重ねた結果、本プランの必要性が低下しているものと判断し、2020年11月13日開催の取締役会において、本プランの有効期間が満了する2021年6月29日開催の第14回定時株主総会の終結の時をもって、本プランを更新せずに廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	304,387	流動負債	142,449
現金及び預金	74,519	買掛金	92,501
売掛金	51,852	リース負債	1,756
商品	137,277	未払法人税等	11,538
貯蔵品	683	契約負債	5,268
未収入金	29,066	短期借入金	884
その他の	11,036	賞与引当金	5,709
貸倒引当金	△48	ポイント引当金	129
		資産除去負債	18
固定資産	352,347	その他	24,641
有形固定資産	107,126	固定負債	49,944
建物及び構築物	39,305	長期借入金	18,400
土地	52,763	リース負債	1,880
リース資産	3,416	繰延税金負債	9,545
建設仮勘定	1,149	株式給付引当金	168
その他の	10,491	役員株式給付引当金	39
		債務保証損失引当金	242
無形固定資産	143,365	退職給付に係る負債	5,932
商標権	17,573	資産除去負債	10,268
のれん	119,046	その他	3,466
その他の	6,745	負債合計	192,393
投資その他の資産	101,855	(純資産の部)	
投資有価証券	22,528	株主資本	457,813
繰延税金資産	15,246	資本金	22,051
敷金及び保証金	60,889	資本剰余金	205,937
その他の	3,464	利益剰余金	236,264
貸倒引当金	△273	自己株式	△6,439
資産合計	656,735	その他の包括利益累計額	6,460
		その他有価証券評価差額金	6,549
		為替換算調整勘定	△62
		退職給付に係る調整累計額	△26
		新株予約権	43
		非支配株主持分	24
		純資産合計	464,341
		負債・純資産合計	656,735

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	729,969		
売上	489,674		
販売費及び一般管理費	240,295		
営業外収益	198,887		
受取利息	107		
受取配当金	412		
受取戻入	7		
受取贈与	477		
受取手数料	1,545		
受取料入他	441		
営業外費用	939		3,932
支払利息	60		
支払過剰投資損	4		
支払の利益	304		
支払の利益	88		458
特別利益			44,881
段階取得に よる 利益	10,618		
段階取得に よる 利益	2		
段階取得に よる 利益	49		
段階取得に よる 利益	2		10,672
特別損失			
固定資産売却損	38		
固定資産売却損	476		
固定資産売却損	396		
固定資産売却損	4,407		
関係会社株式の評価損	183		
災害による損失	35		
新型コロナウイルス感染症による損失	385		
その他	1		5,924
税金等調整前当期純利益			49,629
法人税、住民税及び事業税	15,499		
法人税、住民税及び事業税	△482		15,016
当期純利益			34,613
非支配株主に帰属する当期純利益			24
親会社株主に帰属する当期純利益			34,588

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	22,051	23,003	210,627	△20,679	235,003
会計方針の変更による累積的影響額			△241		△241
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,051	23,003	210,385	△20,679	234,761
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△8,271		△8,271
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			34,588		34,588
自 己 株 式 の 取 得				△9,009	△9,009
自 己 株 式 の 処 分		0		3	3
株式交換による増加		183,069		23,245	206,315
連 結 範 囲 の 変 動		△136	△438		△574
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	182,933	25,878	14,240	223,051
当連結会計年度末残高	22,051	205,937	236,264	△6,439	457,813

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整累計額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	11,393		22	11,415	43		246,461
会計方針の変更による累積的影響額							△241
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,393		22	11,415	43		246,220
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△8,271
親会社株主に帰属する 当期純利益							34,588
自己株式の取得							△9,009
自己株式の処分							3
株式交換による増加							206,315
連結範囲の変動		△31		△31			△605
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△4,843	△31	△49	△4,924		24	△4,899
当連結会計年度変動額合計	△4,843	△62	△49	△4,955	－	24	218,121
当連結会計年度末残高	6,549	△62	△26	6,460	43	24	464,341

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,504	流動負債	31,036
現金及び預金	37,538	短期借入金	30,179
売掛金	2,193	未払金	529
前払費用	81	未払法人税等	259
短期貸付金	4,866	未払費用	33
未収入金	3,824	預り金	34
その他	0	その他	1
固定資産	369,104	固定負債	21,970
有形固定資産	124	長期借入金	18,400
建物	110	繰延資産負債	3,113
工具、器具及び備品	13	株式給付引当金	168
無形固定資産	40	役員株式給付引当金	39
商標権	34	資産除去債務	6
ソフトウェア	5	債務保証損失引当金	242
投資その他の資産	368,940	負債合計	53,007
投資有価証券	21,174	(純資産の部)	
関係会社株式	347,742	株主資本	357,233
長期前払費用	20	資本金	22,051
その他	3	資本剰余金	244,131
貸倒引当金	△0	資本準備金	22,832
資産合計	417,609	その他資本剰余金	221,299
		利益剰余金	97,489
		その他利益剰余金	97,489
		繰越利益剰余金	97,489
		自己株式	△6,439
		評価・換算差額等	7,325
		その他有価証券評価差額金	7,325
		新株予約権	43
		純資産合計	364,601
		負債・純資産合計	417,609

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営業	収益		189,296
売上	原価		181,311
	総利益		7,985
販売費及び一般管理費			8,171
営業	業損		185
営業外	収益		
受取	利息	44	
受取	配当金	16,193	
発注処	理手数料	531	
債務保証	損失引当金戻入	106	
その他	の他	45	16,921
営業外	費用		
支払	払利息	113	
支払	払手数料	4	
貸倒	引当金繰	0	
その他	の他	8	126
経常	利益		16,609
特別	利益		
投資	有価証券売却	53	53
特別	損失		
固定	資産除却	7	
抱合せ	株式消滅	419	
その他	の他	0	426
税引前	当期純利益		16,236
法人税、住民税及び事業	税	398	
法人税等	調整額	△23	374
当期	純利益		15,862

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	22,051	22,832	52,950	75,783	88,794	88,794	△20,679	165,949	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△7,166	△7,166		△7,166	
当期純利益					15,862	15,862		15,862	
自己株式の取得							△9,009	△9,009	
自己株式の処分			0	0			3	3	
株式交換による増加			183,069	183,069			23,245	206,315	
吸収分割による減少			△14,720	△14,720			-	△14,720	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	168,348	168,348	8,695	8,695	14,240	191,284	
当 期 末 残 高	22,051	22,832	221,299	244,131	97,489	97,489	△6,439	357,233	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	12,075	12,075	43	178,068
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△7,166
当期純利益				15,862
自己株式の取得				△9,009
自己株式の処分				3
株式交換による増加				206,315
吸収分割による減少				△14,720
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4,750	△4,750	－	△4,750
当期変動額合計	△4,750	△4,750	－	186,533
当 期 末 残 高	7,325	7,325	43	364,601

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 神山 宗武

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三木 練太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツキヨココカラ&カンパニー（旧会社名株式会社マツモトキヨシホールディングス）の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツキヨココカラ&カンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（企業結合等に関する注記）に記載のとおり、会社と株式会社ココカラファインは、2021年2月26日付で、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社ココカラファインを株式交換完全子会社とする、株式交換契約を締結した。当該株式交換契約は2021年6月29日に開催された定時株主総会において承認され、これに基づき会社は2021年10月1日を効力発生日として株式交換を実施した。また、会社は2021年4月28日に開催した取締役会の決議に基づき、経営統合のための一連の取引の一環として新設分割計画の作成及び吸収分割契約の締結を行った。これらは2021年6月29日に開催された定時株主総会において承認され、これに基づき会社は2021年10月1日を効力発生日として新設分割及び吸収分割を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
取締役会御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三木 練太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツキヨココカラ&カンパニー（旧会社名株式会社マツモトキヨシホールディングス）の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（企業結合等に関する注記）に記載のとおり、会社と株式会社ココカラファインは、2021年2月26日付で、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社ココカラファインを株式交換完全子会社とする、株式交換契約を締結した。当該株式交換契約は2021年6月29日に開催された定時株主総会において承認され、これに基づき会社は2021年10月1日を効力発生日として株式交換を実施した。また、会社は2021年4月28日に開催した取締役会の決議に基づき、経営統合のための一連の取引の一環として新設分割計画の作成及び吸収分割契約の締結を行った。これらは2021年6月29日に開催された定時株主総会において承認され、これに基づき会社は2021年10月1日を効力発生日として新設分割及び吸収分割を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー 監査役会

常勤監査役 本 多 寿 男 ㊟

社外監査役 鳥 居 明 ㊟

社外監査役 小 池 徳 子 ㊟

社外監査役 渡 辺 昇 一 ㊟

(注) 監査役鳥居明、小池徳子及び渡辺昇一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ ㇿ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ ㇿ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

× ㄟ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.



場所

東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル
ベルサール汐留 2階ホール

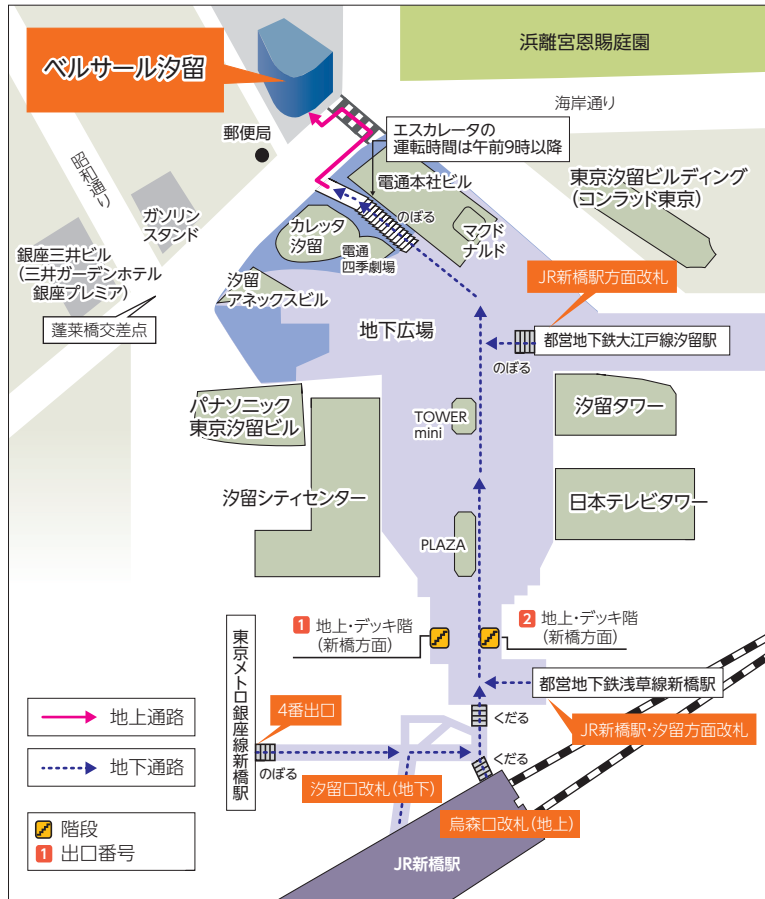
開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

- 都営地下鉄大江戸線 汐留駅
JR新橋駅方面改札より徒歩約6分
- JR線 新橋駅
烏森口又は汐留口改札より徒歩約10分
- 都営地下鉄浅草線 新橋駅
JR新橋駅・汐留方面改札より徒歩約10分
- 東京メトロ銀座線 新橋駅
4番出口より徒歩約12分

※右記は「地下通路」のご案内図です。

※各路線改札出口より地下通路をお通ください。

※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の
運用状況の概要

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第15期（2021年4月1日～2022年3月31日）

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。
(URL:<https://www.matsukiyocokara.com/ir/stockinfo/meeting/>)

業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備に関する基本方針は、以下のとおりです。

当社は、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守並びに資産の保全を目的として、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、次のとおり「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めます。

この基本方針は、当社及びグループ会社（当社の子会社をいいます。以下同じ。）のすべての役員（取締役及び監査役をいいます。以下同じ。）及び従業員に適用されるものとします。当社及びグループ会社を総じて「グループ全社」といいます。

1. グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス遵守をグループ経営理念実現のための基盤構築の一つとして掲げ、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備して、コンプライアンス重視のための基本方針、行動規範、推進体制等を明らかにし、取締役自ら率先してこれを遵守するとともに、グループ全社の役員及び従業員への周知徹底を図り、コンプライアンス重視の企業風土を醸成します。
- ② 当社は、グループ全社のコンプライアンスを含めた内部統制を推進するための組織として、内部統制統括室、コンプライアンス・リスク委員会を設置するものとします。
- ③ コンプライアンス・リスク委員会は、特に、コンプライアンスへの取組み状況等を定期的に当社の取締役会へ報告します。
- ④ 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役会における取締役の職務執行に対する監視・監督機能を確保します。
- ⑤ 当社は、グループ全社の役員及び従業員に対して、コンプライアンス研修を定期的 to 実施するとともに、行動規範を示した「マツキヨココカラ&カンパニー行動規範」を配付してコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- ⑥ 当社は、グループ全社の内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用窓口（ヘルプライン）を設置します。
- ⑦ 内部統制統括室は、グループ会社に対しても定期的に内部監査を実施します。
- ⑧ 取締役及び従業員の法令やコンプライアンス規程その他の社内規程に違反する行為が発見された場合は、懲罰規程に基づき適正に処分を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、グループ文書管理規程及びグループ内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行います。
- ② 当社は、グループ内部情報管理規程に基づく情報セキュリティ委員会にて、内部の情報管理・運用について、これを適正かつ厳格に行うものとします。

3. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、グループ全社のリスク管理体制を整備し、リスク管理・運用体制・整備状況等を監査します。
また、内部統制統括室は、コンプライアンス・リスク委員会にて、定期的にグループ全社のリスク管理への取組み状況等を報告します。コンプライアンス・リスク委員会は、グループ全社のリスク管理への取組み状況を取締役会へ報告します。
- ② 当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合に備えて、グループ全社の緊急時対応規程を整備します。

4. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期計画及び年度事業計画を策定し、全社的な目標を設定します。
- ② 当社は、重要事項を検討・決議する機関として、株主総会・取締役会を設置します。
また、機動的な協議機関として、プロジェクト・タスクフォース・委員会等を設置し、関係部門・関係者が参加し、喫緊の課題や問題点へ迅速に対応します。
- ③ 当社は、グループ会社の担当部署と経営戦略・財務戦略・人事戦略等重要事項に関して、機能別会議にて協議を行うものとします。
- ④ 当社及びグループ会社は、相互の人事交流を積極的に行い、人的資源の有効活用を図るものとします。
- ⑤ 当社及びグループ会社は、グループ全社の職務の執行が効率的に行われるようIT技術を活用し、システム統合等IT化の推進に努めるものとします。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社管理規程を作成し、グループ会社を管理する体制を整備します。
- ② グループ会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、グループ会社の権限と責任を明確にした上で、グループ会社が各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとしします。
- ③ 当社は、定期的にグループ社長会を開催し、グループ会社から業務執行状況について報告を受け、グループ会社の経営上の重要事項に関して協議を行い、適正な経営管理を行うものとしします。
- ④ 当社は、グループ会社取締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の業務執行を監視します。派遣された取締役及び監査役は、業務執行について、グループ方針に沿った経営に努めるものとしします。
- ⑤ グループ会社は、取締役会にて重要な決議をする場合、事前に当社の決裁を得るものとしします。
- ⑥ 内部統制統括室は、グループ会社と内部監査状況について意見交換を行い、問題点等の情報を共有します。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を配置し、監査役の職務を補助することとしします。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項に基づき配置された使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとしします。

また、当該使用人は専任とし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制としします。

8. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第6項に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指揮・命令にのみ従い、監査役の監査に必要な調査を行う権限を有します。

9. 監査役への報告体制

- ① 当社の監査役は、当社の取締役及び従業員から、法令で定められた事項のほか、取締役会の付議事項、内部通報制度の通報状況、コンプライアンス・リスク委員会の審議事項その他内部統制の状況等当社の重要事項につき、報告を受けるものとします。
- ② 当社の取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合や重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為が生じた場合は、直ちに当社の監査役会に報告します。
- ③ グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で報告します。
- ④ グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合には、直接又は間接的に、報告することができます。
- ⑤ 当社は、当社の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないようグループ全社の取締役及び従業員に対して周知徹底し、規程等を整備します。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。ただし、監査役は監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければなりません。

11. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会、グループ社長会、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めすることができます。
- ② 当社の監査役は、代表取締役・取締役・会計監査人及び従業員それぞれとの間で、随時情報収集や意見交換をすることができます。
- ③ 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、弁護士・公認会計士・税理士その他外部専門家との連携を図ることができます。

12. 財務報告の信頼性確保のための体制

グループ全社は、金融商品取引法及び関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性及び信頼性を確保します。

13. 反社会的勢力への対処

- ① グループ全社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行いません。
- ② 当社は、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等外部の機関と連携し、緊急時の協力体制を構築します。
- ③ グループ全社は、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携し、組織全体で法律に則した対応をします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. グループ全社のコンプライアンス及びリスクマネジメントについて

グループ全社は、グループ理念「未来の常識を創り出し、人々の生活を変えていく」、グループビジョン、グループ経営目標の実現のための基盤となる、コンプライアンス重視の風土の醸成、リスクマネジメントへの意識付向上のため以下の取組みを実施しております。

- ① グループ全社は、法令と社会倫理の遵守について特に留意すべき事項をまとめた「マツキヨココカラ&カンパニー行動規範」、共通の価値観と行動基準を示した「マツキヨココカラWAY」及び企業としての社会的役割・存在意義を示す「グループ理念」を定めており、階層に応じた研修を通じて、その浸透を図り、また、行動面における評価制度に反映し、その実効性を高めております。
- ② 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、グループ全社としてコンプライアンスやリスクへの対応を行っております。また、リスクが顕在化した場合に備えて、緊急時対応規程を整備しております。
- ③ 当社は、グループ全社の企業活動における法令等の遵守と高い倫理観の確保及びグループ全社のリスク管理体制を推進するためにコンプライアンス・リスク委員会を定期的に開催し、その状況を当社の取締役会へ報告しております。
- ④ 当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の意見や情報を交換する場として、社外

役員での会合を定期的を開催しております。

- ⑤ 当社は、内部統制を推進するための組織として内部統制統括室を設置しております。内部統制統括室は、グループ全社に対して内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。また、重大と判断される事項を確認した場合は、取締役会に報告することとしております。内部統制統括室は、グループ各社への往査やミーティング等により意見交換や情報共有を行い、監査の精度向上を図っております。
- ⑥ 内部通報制度につきましては、グループ内部通報制度運営規程に基づき、外部機関との連携による専用窓口を設置しております。その他、ハラスメント相談窓口等の複数の窓口を設けています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を含む各種情報について、グループ文書管理規程、グループ内部情報管理規程を整備し、グループ会社はこれらの規程に基づき情報管理を行っております。また、情報管理・運用を適切に行うために情報セキュリティ委員会を開催し、情報管理に関する問題点等の対策について検討を行っております。

3. グループ全社の取締役の職務の効率的執行の確保について

- ① 当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期経営計画及び年度事業計画を策定し全社的な目標を設定し、取締役会で承認を受けております。各グループ会社ではこれらの計画を周知徹底し、各社の特性等を踏まえた自律的な経営を行っております。
- ② 当社は、株主総会・取締役会の他、コンプライアンス・リスク委員会、情報セキュリティ委員会等を、また、目的別のプロジェクト等を設置し、意思決定の迅速化や喫緊の課題への対応を図っております。
- ③ 当社グループの各機能に応じた、グループ全社の機能別会議の実施、グループ全社での人事交流、システム統合等により、職務執行の効率性を高めております。

4. その他グループ全社の業務の適正の確保について

- ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社へ取締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の監督及び監査をしております。
- ② 当社グループは、定期的にグループ社長会を開催し、当社とグループ会社間での重要事項の報告や協議を行っております。
- ③ 関係会社管理規程において、グループ会社が当社の事前承諾を必要とする事項や当社への報告事項を定め、グループ会社の重要事項は、当社取締役会等で事前に審議をしております。

5. 監査役の職務の実効性の向上について

- ① 監査役は、取締役会・監査役会へ出席し、常勤監査役はそれに加えて、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議へ出席し、また、全ての稟議書その他重要な書類の報告を受け、さらに内部統制システムに関する情報を適時に受領し、監査を行っています。
- ② 監査役は、会計監査人との連携を図るとともに、内部統制・内部監査部門及びグループ会社の監査役との定期的な情報交換等を行い、また、適宜、取締役及び部門の執行責任者と法令遵守、リスク管理や経営課題について意見交換等を行い、監査の更なる実効性向上に努めております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数

37社

・主要な連結子会社の名称

株式会社マツモトキヨシグループ

株式会社ココカラファイングループ

株式会社MCCマネジメント

株式会社マツモトキヨシ

株式会社ココカラファインヘルスケア

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

株式会社ぱぱす

株式会社マツモトキヨシ甲信越販売

株式会社マツモトキヨシ中四国販売

株式会社マツモトキヨシ九州販売

株式会社マツモトキヨシファーマシーズ

株式会社岩崎宏健堂

株式会社CFIZ

他24社

当連結会計年度より、従来非連結子会社としておりました台湾松本清股份有限公司が連結上の重要性が増したため、同社を連結の範囲に含めております。

2021年10月1日において、当社と株式会社ココカラファインは当社を株式交換完全親会社、株式会社ココカラファインを株式交換完全子会社とする株式交換を実施しております。その結果、従前は持分法適用会社としていた株式会社ココカラファイン（2021年10月1日付で株式会社ココカラファイングループに名称変更。）及び同社の連結子会社であった会社を同日より連結の範囲に含めております。

また、当社は同連結会計期間において、株式会社ココカラファイングループとの経営統合のための一連の取引の一環として新設分割を実施しております。その結果、当該新設分割により設立した株式会社マツモトキヨシグループを連結の範囲に含めております。

- ・非連結子会社の数 5社
- ・非連結子会社の名称
 - マツモトキヨシ香港株式会社
 - マツモトキヨシベトナムジョイントストックカンパニー
 - 有限会社イーウェル
 - 有限会社ウェル・サポート
 - 有限会社メディカル・サポート
 - (連結の範囲から除いた理由)
 - 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・関連会社の数 該当事項はありません。
- なお、株式会社ココカラファイングループについては、当連結会計年度において株式交換により連結子会社を含めたため、持分法適用会社から除外しております。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称
 - マツモトキヨシ香港株式会社
 - マツモトキヨシベトナムジョイントストックカンパニー
 - 有限会社イーウェル
 - 有限会社ウェル・サポート
 - 有限会社メディカル・サポート
- ・関連会社の名称
 - Central & Matsumotokiyoshi Ltd.
 - (セントラル&マツモトキヨシ リミテッド)
 - CF Village Limited
 - BJC & CF (Thailand) Co.,Ltd.
- ・持分法を適用しない理由
 - 非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が6月30日の連結子会社3社、8月31日の連結子会社1社、9月30日の連結子会社2社、10月31日の連結子会社1社については、連結財務諸表の作成にあたって、仮決算数値を使用しております。

決算日が12月31日の連結子会社1社については、連結財務諸表の作成にあたって、同日現在の決算数値を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

・マツモトキヨシグループ事業 売価還元法による低価法を採用しております。

・ココカラファイングループ事業 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・管理サポート事業

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
(商標権、リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ハ. 商標権 定額法を採用しております。
- ニ. リース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. ポイント引当金 販売促進を目的として付与した各種ポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ニ. 株式給付引当金 当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。
- ホ. 役員株式給付引当金 当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。
- ヘ. 債務保証損失引当金 債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは店舗の顧客やフランチャイズ加盟企業に対して、化粧品、医薬品、雑貨、および食品等の商品を販売しております。商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

代理人に該当する一部取引については他の当事者に支払う額を控除した純額を売上高に計上しております。

なお、当社グループは会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、売上高等に応じて付与するポイントは、将来当社グループおよび提携他社によるサービスを受けるために利用することができます。付与したポイントは履行義務として識別し、使用実績率等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は確定拠出型の制度を採用しております。また、一部の連結子会社では確定給付型の制度（退職一時金制度、確定給付企業年金制度）を採用しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたり、当社の連結子会社である株式会社ココカラファインヘルスケアでは原則法を採用しており、その他の連結子会社では退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

イ. 原則法における退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 原則法における数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、下記のとおり各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により按分した額を費用処理しております。

会社名	年数	費用処理の方法	
株式会社ココカラファインヘルスケア	10年	定額法	発生年度の翌連結会計年度から費用処理

また、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社グループは販売促進を目的とするポイントカード制度により使用ポイントに相当する財又はサービスの提供を行っております。従来は、付与したポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費に計上しておりました。当会計方針の変更により収益認識会計基準の対象となる契約についてはポイントの履行義務を識別し、使用実績率等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。これにより販売促進費等の一部を売上高から控除しております。

また、代理人に該当する一部取引については他の当事者に支払う額を控除した純額を売上高に計上しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、当該会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

(2) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は241百万円減少しております。

(3) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に表示していた、「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「ポイント引当金」にそれぞれ区分表示しております。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「商標権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

(株式会社ココカラファインとの株式交換により発生したのれんの償却期間及び評価)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社は、2021年10月1日に旧株式会社ココカラファイン（同日付で商号を株式会社ココカラファイングループに変更しております。）と経営統合を行い、同社の株式を取得しました。そのため、当連結会計年度の連結計算書類において、株式会社ココカラファインとの株式交換により発生したのれん（以下、「のれん」という）119,500百万円及びのれん償却費3,144百万円を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、旧株式会社ココカラファイン株式を取得した際に生じた超過収益力をのれんとして計上しております。また、のれんの償却期間は事業計画に基づく投資の回収期間を考慮してのれんの効果の及ぶ期間を合理的に見積もり、当該期間で均等償却を行っております。その結果、のれんの償却期間は19年としております。

また、のれんについては、当該のれんを含むより大きな単位で、減損の兆候の判定を行っております。当社は、減損の兆候を把握するために、旧株式会社ココカラファイン株式の取得時に見込んだ事業計画の達成状況、翌連結会計年度以降の事業計画における営業利益の水準を評価しております。減損の兆候があると判断した場合には、減損損失の認識の判定を行っております。なお、当連結会計年度においてのれんについて減損の兆候はありません。

- ロ.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
事業計画の主要な仮定は、売上高成長率、売上総利益率を考慮して決定しております。

ハ.翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度において、事業計画策定時に想定していなかった事象等が生じた場合や、将来の不確実な経済状況等により、事業計画の達成が困難になった場合には、翌連結会計年度に減損損失を計上する可能性があります。

(固定資産の減損損失)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	当連結会計年度 (百万円)
有形固定資産 (注) 1	107,126
無形固定資産	143,365
減損損失 (注) 2	4,407

(注) 1 このうち、店舗の固定資産は92,565百万円であります。

2 減損損失のうち1,855百万円はのれんの減損によるものであります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。のれんについては、関連する事業資産を含むより大きな単位でグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しております。重要性の高い資産グループの不動産についての正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく不動産鑑定士による評価額を基準とし、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.5%の割引率で割り引いて算出しております。

将来キャッシュ・フローの見積り期間について、主要な資産が土地の場合は20年、主要な資産が土地以外の場合は、主要な資産の経済的残存使用年数を見積り期間としております。

また、将来キャッシュ・フローの見積りは、資産グループ毎に営業利益を見積もった上、必要な項目を加減算する方法で行っております。

ロ.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、過去の経験や外部情報及び内部情報を反映して作成した翌連結会計年度の予算を基礎として算出されており、その主要な仮定は、売上高の変動見込み、新型コロナウイルス感染症の売上に与える影響、売上総利益率の変動見込みを総合的に勘案して決定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響については以下の通りであります。

- ・郊外型店舗は、2022年3月期まで新型コロナウイルス感染症による特需の影響がありましたが、その影響は徐々に低減するものの2023年3月期までは継続すると仮定しております。
- ・都市型店舗は、新型コロナウイルス感染症流行前の状態に比して売上が減少しておりますが、免税商品の売上が2023年3月期の第2四半期以降に回復を開始することにより、2023年3月期末までに感染症流行前の一定水準まで回復すると仮定しております。

ハ.翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

（株式付与E S O P 信託）

当社は、2016年8月10日開催の取締役会決議に基づき、当社及び当社のグループ会社の社員（以下、「社員」という。）に対する新たなインセンティブプランとして、「株式付与E S O P 信託」を導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「E S O P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。E S O P 信託とは、米国のE S O P 制度を参考にした従業員向けインセンティブプランであり、社員の役職や会社業績等に応じて、E S O P 信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を原則として退職時に交付及び給付するものです。

（2）信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度243百万円、97,898株であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

70,633百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	109,272千株	33,694千株	－千株	142,966千株

(注) 当連結会計年度の発行済株式の増加株式数は、当社を株式交換完全親会社、株式会社ココカラファインを株式交換完全子会社とする株式交換によるものです。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,618千株	2,180千株	7,162千株	1,636千株

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P 信託口及び株式付与E S O P 信託口が保有する当社株式 126千株が含まれております。
2. 当連結会計年度増加株式数 2,180千株は、自己株式の取得による増加 2,174千株、単元未満株式の買取りによる増加 5千株であります。
3. 当連結会計年度減少株式数 7,162千株は、株式交換に伴う自己株式処分による減少 7,160千株、役員報酬B I P 信託口及び株式付与E S O P 信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少 1千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年6月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	3,597百万円
・ 1株当たり配当額	35円
・ 基準日	2021年3月31日
・ 効力発生日	2021年6月30日

ロ. 2021年11月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	3,569百万円
・ 1株当たり配当額	35円
・ 基準日	2021年9月30日
・ 効力発生日	2021年12月2日

(注) 1. 2021年6月29日開催の定時株主総会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 2021年11月15日開催の取締役会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの
2022年6月28日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	4,950百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	35円
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月29日

(注) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	40,600株
------	---------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役に報告されております。

不動産賃借等に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としています。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

長期借入金は株式会社ココカラファインとの経営統合を目的とした資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（*3）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、及び短期借入金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 投資有価証券			
その他の有価証券	20,795	20,795	－
	20,795	20,795	－
② 敷金及び保証金	59,670		
貸倒引当金 (*1)	△59		
	59,610	58,532	△1,077
資産計	80,406	79,328	△1,077
長期借入金	18,400	18,395	△4
負債計	18,400	18,395	△4

(*1) 「敷金及び保証金」に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。また、連結貸借対照表計上額については、店舗の退去時に必要とされる原状回復工事に伴って回収が見込めない金額を控除しております。

(*2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は97百万円であります。

(*3) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	1,635

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	20,795	—	—	20,795
資産計	20,795	—	—	20,795

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	58,532	—	58,532
資産計	—	58,532	—	58,532
長期借入金	—	18,395	—	18,395
負債計	—	18,395	—	18,395

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値から、貸倒引当金を控除して算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9.収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ドラッグストア・保険調剤薬局等のチェーン店経営、保険調剤薬局の開局・運営、フランチャイズ事業展開及びフランチャイジーへの商品供給等を中心に事業を営んでおります。

したがって、これら事業活動のうち、マツモトキヨシ看板を中核とした「マツモトキヨシグループ事業」、ココカラファイン看板を中核とした「ココカラファイングループ事業」、当社グループ会社を取り扱う商品の仕入や当社グループ会社の経営管理・統轄及び間接業務の受託等を行う「管理サポート事業」の3つを報告セグメントとしております。

顧客との契約から生じる収益を分解した情報では、各報告セグメントの売上高を顧客との契約から生じる収益とその他収益に分解し、さらに顧客との契約から生じる収益を、小売販売に係る売上高とそれ以外の売上高に分解しております。

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	マツモトキヨシ グループ事業	ココカラファイン グループ事業	管理サポート 事業	
小売				
医薬品	164,424	75,334	—	239,758
化粧品	182,171	52,296	—	234,467
雑貨	115,061	36,888	—	151,949
食品	51,493	15,646	—	67,140
その他(注) 1	24,659	2,239	7,152	34,052
顧客との契約から生じる収益	537,810	182,405	7,152	727,368
その他の収益(注) 2	2,039	215	345	2,601
外部顧客への売上高	539,850	182,621	7,498	729,969

(注) 1 卸売事業における売上高、広告宣伝に係る売上高等が含まれます。

2 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入が含まれます。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	27,427
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	51,852
契約負債（期首残高）	2,843
契約負債（期末残高）	5,268

契約負債は主に、当社が運営するポイントプログラムにおける付与ポイントの残高に関連するものです。ポイントは付与された時点で、契約負債が計上され、利用、失効に伴い履行義務が充足され、取り崩されま

す。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,843百万円です。また、当連結会計年度において、契約負債が2,425百万円増加しておりますが、これは主として株式会社ココカラファインとの経営統合による増加によるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 企業結合等に関する注記

(株式会社ココカラファインとの経営統合)

当社と株式会社ココカラファインは、2021年2月26日付で、両社間の経営統合契約及び本経営統合のための一連の取引の一環として当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ココカラファインを株式交換完全子会社とする、株式交換契約を締結しております。当該株式交換契約は、2021年6月29日に開催された定時株主総会において承認されました。これに基づき、当社は2021年10月1日を効力発生日として株式交換を実施し、同日付で商号を株式会社マツキヨココカラ&カンパニーに変更しました。また、当社は2021年4月28日に開催した取締役会の決議に基づき、本経営統合のための一連の取引の一環として新設分割計画の作成及び吸収分割契約の締結をしております。当該新設分割計画及び吸収分割契約は、2021年6月29日に開催された定時株主総会において、承認されました。これに基づき、当社は2021年10月1日を効力発生日として新設分割及び吸収分割を実施しております。

本株式交換の効力発生日に先立ち、株式会社ココカラファインの普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第一部において、2021年9月29日付で上場廃止（最終売買日は2021年9月28日）となりました。

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ココカラファイン

(2021年10月1日付で商号を株式会社ココカラファイングループに変更しております)

事業の内容 ドラッグストア事業・調剤事業・介護事業で構成される企業グループの運営

② 企業結合を行った主な理由

ドラッグストア業界は業種・業態を越えた競合企業の新規出店、商勢圏拡大に向けた新たなエリアへの侵攻、M&Aによる規模拡大、同質化する異業種との競争、それらが要因となる狭小商圏化など、厳しい経営環境が継続しております。一方、日本の社会保障費が増大する中、ドラッグストア業界は、地域包括ケアシステム構築の重要な役割を担うことが期待されていることに加え、診療報酬改定への対応も求められております。

以上のような大変革期を飛躍へ向けた成長機会と捉え、当社と株式会社ココカラファインは、本経営統合により国内で売上高1兆円・3,000店舗を有する社会・生活のインフラ企業となります。また、両社の顧客基盤を活用したOne to Oneマーケティングを確立することで、消費者の購買動向に革新を起こしてまいります。そして、ヘルス&ビューティ分野で圧倒的なプレゼンスを獲得することで国内ドラッグストア業界を力強くけん引することを目指しております。また、ドラッグストアとしての社会的使命である地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、美と健康の意識が高まっているアジア地域における事業基盤を確立し、将来的には「美と健康の分野でアジアNo.1」を目指すため、経営統合の判断に至りました。

- ③ 企業結合日
2021年10月1日
- ④ 企業結合の法的形式
株式会社マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、株式会社ココカラファインを株式交換完全子会社とする株式交換
- ⑤ 結合後企業の名称
株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
(旧会社名 株式会社マツモトキヨシホールディングス)
- ⑥ 取得した議決権比率
企業結合直前に所有していた議決権比率 20.05%
企業結合日に追加取得した議決権比率 79.95%
取得後の議決権比率 100.0%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が株式を対価として株式会社ココカラファインの全株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
2021年10月1日から2022年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していた株式会社ココカラファインの株式の企業結合日における時価	48,716百万円
	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	206,315 //
取得原価		255,031百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率及び交付した株式数

会社名	株式会社マツモトキヨシホールディングス (株式交換完全親会社)	株式会社ココカラファイン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る株式交換比率	1	1.70
本株式交換により交付する株式数	株式会社マツモトキヨシホールディングスの普通株式：40,854,516株	

② 株式交換比率の算定方法

株式会社マツモトキヨシホールディングスは大和証券株式会社、株式会社ココカラファインは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 208百万円

(6) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 10,618百万円

(7) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

119,500百万円

② 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

19年間にわたる均等償却

(8) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	119,144百万円
固定資産	87,506百万円
資産合計	206,650百万円
流動負債	55,752百万円
固定負債	15,367百万円
負債合計	71,119百万円

(9) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに償却期間

商標権	18,009百万円（償却期間19年）
-----	--------------------

(10) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	181,790百万円
営業利益	1,675百万円
経常利益	2,621百万円
税金等調整前当期純利益	△754百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△3,122百万円
1株当たり当期純利益	△25.56円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

共通支配下の取引等

本経営統合のための一連の取引の一環として実施した新設分割及び吸収分割の概要は以下のとおりです。

(1) 取引の概要

	①新設分割	②吸収分割	③吸収分割
対象となった事業の内容	株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等	当社の営業企画・運営支援機能等	株式会社ココカラファインの本部機能
企業結合日	2021年10月1日	同左	同左
企業結合の法的形式	当社を分割会社、新たに設立する株式会社マツモトキヨシグループを新設会社とする新設分割	当社を分割会社、株式会社MCCマネジメント(旧MKCF分割準備株式会社)を承継会社とする吸収分割	株式会社ココカラファインを分割会社、当社を承継会社とする吸収分割
結合後企業の名称	株式会社マツモトキヨシグループ(当社の連結子会社)	株式会社MCCマネジメント(当社の連結子会社)	株式会社マツキヨココカラ&カンパニー

	④吸収分割	⑤吸収分割	⑥吸収分割
対象となった事業の内容	株式会社ココカラファインの営業企画・運営支援機能等	株式会社ココカラファインヘルスケアの本部機能	株式会社ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等
企業結合日	2021年10月1日	同左	同左
企業結合の法的形式	株式会社ココカラファインを分割会社、株式会社MCCマネジメントを承継会社とする吸収分割	株式会社ココカラファインヘルスケアを分割会社、当社を承継会社とする吸収分割	株式会社ココカラファインヘルスケアを分割会社、株式会社MCCマネジメントを承継会社とする吸収分割
結合後企業の名称	株式会社MCCマネジメント（当社の連結子会社）	株式会社マツキヨココカラ&カンパニー	株式会社MCCマネジメント（当社の連結子会社）

その他取引の概要に関する事項

取得による企業結合（1）企業結合の概要②企業結合を行った主な理由をご参照ください。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 3,285円02銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 283円15銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株式給付引当金

当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、子会社への経営指導、経営管理及び子会社に対する商品販売を行っております。経営指導及び経営管理に関しては、子会社に役務を提供した時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。商品販売に関しては、商品を引き渡した時点で子会社が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の子会社に引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、子会社への経営管理及び子会社に対する商品販売については、旧株式会社ココカラファインとの経営統合に伴い、株式会社MCCマネジメントへ移管しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社は、販売委託契約に係る取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、他の当事者に支払う額を控除した純額を売上高に計上しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、当該会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

(2) 計算書類の主な項目に対する影響額

利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(株式会社ココカラファイングループ株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、2021年10月1日に旧株式会社ココカラファイン（同日付で商号を株式会社ココカラファイングループに変更しております。）と経営統合を行い、同社の株式を取得しました。そのため、当事業年度の計算書類において、関係会社株式として株式会社ココカラファイングループの株式234,515百万円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、関係会社株式について、帳簿価額と1株当たり純資産額等を基礎に株式会社ココカラファイングループの超過収益力等を反映した実質価額を比較し、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額をし、評価差額を関係会社株式評価損として計上します。

なお、回復可能性の判断にあたっては、株式会社ココカラファイングループの事業計画を使用しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画の主要な仮定として、売上高成長率及び売上総利益率を用いております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度において、事業計画策定時に想定していなかった事象等が生じた場合、事業計画策定に用いた仮定が変化し、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

4. 追加情報

連結注記表「5. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 27百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

- ① 短期金銭債権 7,736百万円
 ② 短期金銭債務 30,370百万円

(3) 偶発債務

① 以下の会社のスタンドバイ信用状に対して、次の通り債務保証を行っております。

Central & Matsumoto Kiyoshi Limited 310百万円

② 以下の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

台湾松本清股份有限公司 1,297百万円

CONG TY CO PHAN MATSUMOTO 61百万円

KIYOSHI VIET NAM

③ (株)マツモトキヨシ東日本販売の一部の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。なお、連帯保証の対象となる契約の契約満了までの賃料総額は158百万円であります。

④ 以下の会社のリース契約について、連帯保証を行っております。なお、当事業年度末の保証債務限度額は次のとおりであります。

会社名	保証債務限度額
(株)マツモトキヨシ	3,150百万円
(株)マツモトキヨシ東日本販売	710百万円
(株)ぱぱす	310百万円
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	800百万円
(株)マツモトキヨシ中四国販売	505百万円
(株)マツモトキヨシ九州販売	890百万円
(株)マツモトキヨシファーマシーズ	362百万円
合計	6,727百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

・営業収益 183,886百万円

・販売費及び一般管理費 159百万円

(2) 営業取引以外の取引高 15,636百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,618千株	2,180千株	7,162千株	1,636千株

- 注) 1. 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬 B I P 信託口及び株式付与 E S O P 信託口が保有する当社株式 126千株が含まれております。
2. 当事業年度増加株式数 2,180千株は、自己株式の取得による増加 2,174千株、単元未満株式の買取りによる増加 5千株であります。
3. 当事業年度減少株式数 7,162千株は、株式交換に伴う自己株式処分による減少 7,160千株、役員報酬 B I P 信託口及び株式付与 E S O P 信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少 1千株であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券	167百万円
債務保証損失引当金	73百万円
未払事業税	58百万円
株式給付引当金	51百万円
その他	61百万円
繰延税金資産小計	413百万円
評価性引当額	△269百万円
繰延税金資産合計	143百万円

繰延税金負債

投資有価証券	△3,207百万円
その他	△50百万円
繰延税金負債合計	△3,257百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△3,113百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
受取配当金等の益金不算入額	△29.2%
交際費等の損金不算入額	0.3%
評価性引当額の増減	△0.1%
その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.5%

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員が議決権の過半数を所有している会社等	(株)バロン商事	50	不動産の管理	被所有0.0%	—	当社事務所等の賃借	建物の賃借(注)1	27	敷金及び保証金	—
役員の近親者	松本恵子	—	当社代表取締役会長の実弟の配偶者	被所有0.7%	—	当社事務所等の賃借	建物の賃借(注)1	27	敷金及び保証金	—
役員	塚本厚志	—	当社代表取締役副社長	被所有0.0%	—	当社を株式交換完全親会社とする株式交換	株式交換(注)2	327	—	—
役員	山本剛	—	当社取締役	被所有0.0%	—	当社を株式交換完全親会社とする株式交換	株式交換(注)2	28	—	—
役員	渡辺玲一	—	当社取締役	被所有0.0%	—	当社を株式交換完全親会社とする株式交換	株式交換(注)2	27	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 賃借料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。
2. 当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ココカラファインを株式交換完全子会社とする取引であり、株式交換比率は、第三者による株式価値の算定結果を参考に、当事者間で協議し決定しております。なお、取引金額は効力発生日の市場価格に基づき算定しております。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱マツモトキヨシグループ	50	グループ会社の管理・統括	所有 直接 100%	6名	当社を 新設分 割会社 とする 新設分 割	分割資産 (注)1	102,928	-	-
							分割負債 (注)1	32	-	-
子会社	㈱MCCマネジメント	100	グループ会社の経営管理・事業支援・商品の企画開発・仕入・販売等	所有 直接 100%	9名	資金の 管理 当社を 吸収分 割会社 とする 吸収分 割	資金の貸付 (注)2	4,866	短期貸付金	4,866
							利息の受取 (注)2	42		
							分割資産 (注)1	112,933	-	-
							分割負債 (注)1	98,212	-	-
子会社	㈱ココカラファイングループ	20,184	グループ会社の管理・統括	所有 直接 100%	3名	資金の 管理 当社を 吸収分 割承継 会社と する吸 収分割	資金の借入 (注)2	10,011	短期借入金	10,011
							利息の支払 (注)2	11		
							分割承継 資産 (注)1	378	-	-

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社 の子会社	(株)マツモト キヨシ	21,086	ドラッグ ストア・ 保険調剤 チェーン店 の 経営	所有 間接 100%	3名	経営管理・業務の受託及び商品の販売	商品の販売 (注)3	116,937	売掛金	-
							資金の貸付 ・借入 (注)2	11,544	短期借入金	11,544
							資金の 管理	利息の 支払 (注)2		
子会社 の子会社	(株)ココ ラファイン ヘルス ケア	50	ドラッグ ストア・ 保険調剤 チェーン店 の 経営	所有 間接 100%	3名	当社を 吸収分 割承継 会社と する吸 収分割	分割承継 資産 (注)1	344	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 新設分割及び吸収分割に係る取引金額は、分割時点で共通支配下の取引であったことから、分割事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額をもとに決定しております。
2. 資金の管理については、キャッシュ・マネジメント・システムに係るものであり、取引金額は期末残高を記載しております。また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 商品の販売については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

10. 企業結合等に関する注記

連結注記表「10. 企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	2,579円47銭
(2) 1株当たりの当期純利益	129円85銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。